

523
29



始



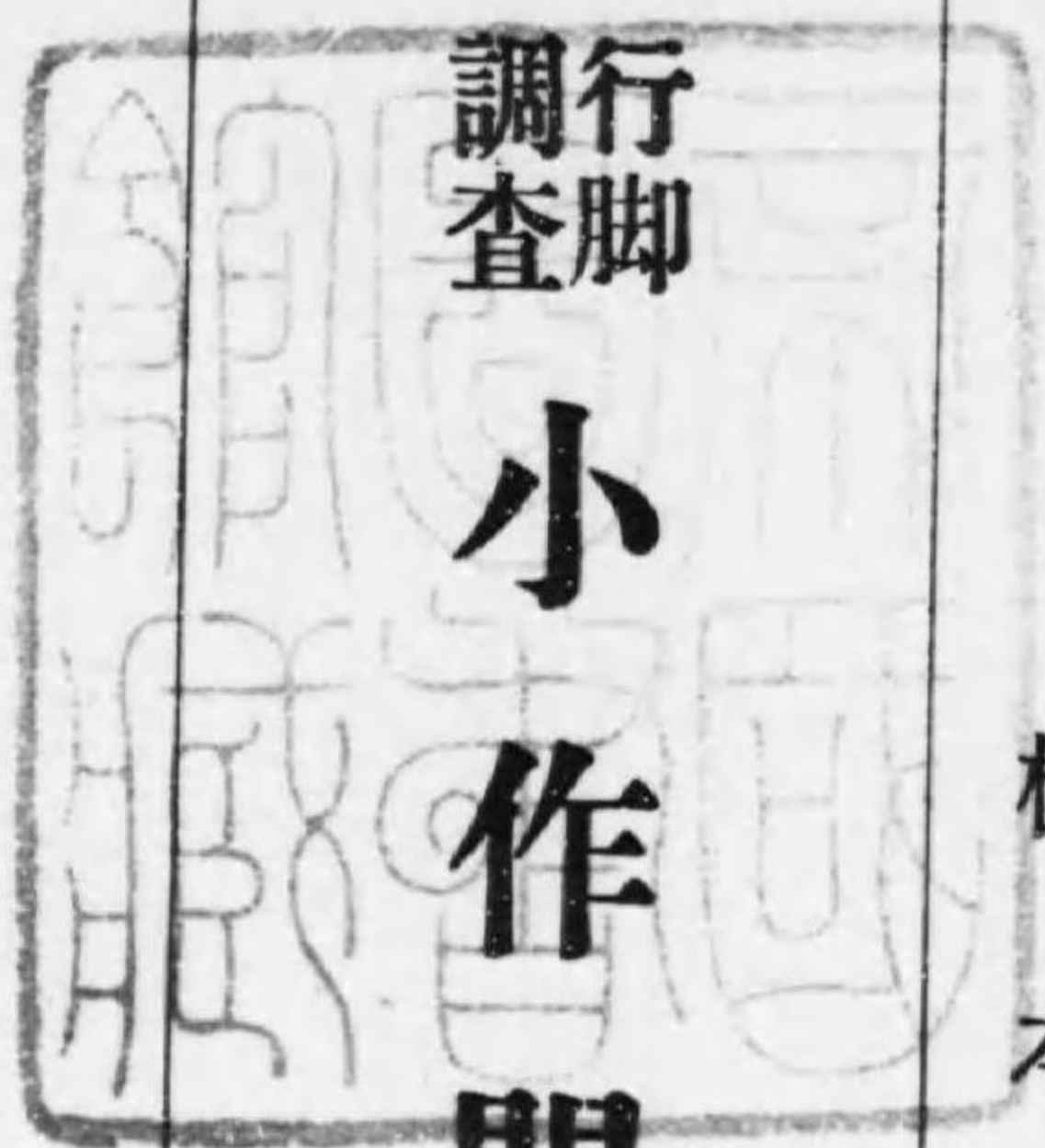


523-29

前遞信大臣 野田卯太郎閣下題字
九州農科大學 伊藤兆司先生序文
松本 寛 著

行脚
調査

小作問題の真相



東京 米本書店發行

大正
12.8.17
内交

序

同郷松本寛君の著書「行脚調査小作問題の真相」の巻頭に敢て序文を記すの光榮を謝するものである。

惟ふに其の發展過程に於ける時間的擴りの比較的に狹少なる割合に、其の地域的限界の絶大なる。且つ其のインテンシテートの極めて深刻なるものにして、現代人類の生活……個々人及び社會生活……を殆ど其の根柢に及んで革變せむとする程まで、吾々の存在を支配しつつある處の、此の近世文化……二

十世紀の所謂物質文明……こそは。寔に驚くべきものであり、目醒しきものであり、且又甚だ偉大なるものであつた。而して之を創造せる原動力こそは、恰も之を陽春に發動する自然力……旬日をも出でずして然も乾坤萬物を忽然新緑の裝中に納め盡すが如き……の面影に譬へ得べき乎？ そして、その産物たる春の壯美と、快適と、華麗とは。均しく吾人の之を稱するところであるが。然も春のみ獨り吾人の天地にあらざるべきは、敢て吾人の反省を俟たずして明かなるところである。加之、吾々は此の春の呪ふべき一面をすら認識し得るのである。

之と等しく、吾人は又現代の文化以外に、尙ほ或程度特異なる形式と内容とを以て發現すべき他の文化のあり得べきを敢て否定し得ぬ。

否。縱令んば吾人が、世人に抽象さるるところの、そして未だ嘗て人類の創造力によつて實現された經驗の無いところの、様々な文化と、現代のそれとを對立せしむることによつて、現代の、より呪ふべき一面を發見すること云ふことが、必ずしも正當なる文化價值判定方法に非ずと爲すところの彼のジョン・スチュアート・ミルの明識なる古言に従ふを敢て躊躇せずとするも。

人類が嘗て過去に於て、現代と或程度に異つた文化内容を創造し、又文化形式を経験し來つて居ると云ふ一點だけは、如何にするも拭ひ去り得ぬ事實であつて、此の、過去の創造物と現代のそれとを今茲に對比して見たならば、總ての點に亘つて、後者の優秀を證するに足る充分なる論據は必ずしも之を發見し得るものでない。のみならず、現代の此の物質文明其物を吾人が一度直視したただけでも、此のうちに潜められたる幾多の缺陷………缺陷と云へば或は語弊があるかも知れぬが、今文化源を假に文化質 (Kultur Anlage) と稱して置けば、文化は之等無數のア

ンラーゲ各自の調和ある發展によつて達成され得べきに、其の内の特定せる一若くは少數のアンラーゲのみ特に異常の發展を爲し、爲に他のアンラーゲの發展が………相對的に之を見れば………後れて居て、結局、文化を一全として見渡せば、完全性より隔つて居て、其間自から呪ふべき結果が生れると云ふが如き状態が、………マザマザと吾人の眼前に展開し得るのであつて、若し此の展開が絶無であるとしたならば、それは取りも直さず、文化の新展、人類社會の發達なるものが、吾人の想像し得る範圍の外に在ると云ふことを意味するもので無くてはならぬ。

偕て今更に限界を縮少局限して、現代文化を單に功利的立場よりしてのみ觀察してみるに、之に由つて誘ひ出され、質的に將亦量的に、人類の厚生を支配するところの無數の事象中、特に農民及び農村社會が當然引受けねばならぬものとして、寔に涙含ましきまで痛々しきものが少く無い。が就中我が農村が、現に苦惱し又將に痛苦せむとする現象として、近世的色彩の愈々濃厚ならむとする所謂農村問題こそは、其の最たるものの一つではあるまいか？

唯物の世界に、自由主義の亂費、胸苦しきまで繁茂せる利己

心に爛熟せむとする資本主義社會體系、而して地主と小作人と争闘と疲弊と困憊。それ以外に尙ほ何物が横はつて居るであらうか？

破壊を目的とし革命を目標しとする人々に取つては、此の間又別乎の觀察が下され、期待が生れ、亦光明が認められ得べきも、苟くも健實なる進歩と改革とを、社會改良の名に於て希望する人々に取つては、此の悲むべき現象を靜かに考察し來り、其の終局に思ひ及ぶ時、恐らく膚に粟を禁じ得ないであらう。が蓋し抑々人類相愛の社會を憧るる者ならば、縦令んはその争闘が

單に一時的なる手段に過ぎないにしても、社會階級間に於ける乖離と矛盾其物を以つて、社會的大患にあらずとは爲ないであらうし。又此の大患を速かに除却すること。乃至は又其の根に源に遡つて之を絶滅せむとする慾求は、假に一つのユートピアに過ぎざるも、……必ずしもユートピアで無いは勿論だが、……それは之等の人人に共有され得る感情で無くてはならぬ。そこで今此の熱望を前提とすれば、「如何にして之を除かむ乎」が又次に來る二次的重大問題で無くてはならぬ。然るに之を行ふに付き、既に作られた此の文明を、一朝にして根本的に否定

し去ること。従つて之を根本的に革變することは、必ずしも總ての點に於て賢なる策だとは信じ得ざるが故に、先づ此の文化に附隨する所謂缺陷の除去に努めむべく、……即ち先言せる如く發展力の比較的少いアンラーゲを培養し、一體として、より完全に近き新文化を創造すべく……以つて確定されたる方向に忠順なる新文化を、漸次クリエートレ、より合理化されたる新社會を出現すべく、茲に社會改造の實を擧げ得たならば、此の悲むべき農村問題も、亦自から或限度に緩和され得べきを信じて疑はぬ。

偕て然らば「如何にして社會改造の實を擧ぐべき乎」が三次的に重要な問題である。然るに恰も戦はむと欲する者先づ能く敵の内状を知悉するを要すると同論、今茲に農村問題を或限度に征服せむが爲めに、社會改造を企てむと欲せば、先づ社會の實狀、就中現前足下に横はりつつ然も觀察に困難なる此の農村の真相を、最も善く理解するを以て必須の一要件だと思惟さるる。

本書は、松本君の親しく實地見聞に基いて編まれたところの、農村問題の實狀に關する記述である。果して然らば、本書をし

て、確實なる農村の真相を、廣く社會に傳達するの役目を、完全に達せしめむことを、切に、希望して止まない次第である。

大正十二年六月十九日

(九大、農學部、農政學研究室に於て)

伊 藤 兆 司

序

其本を揣らずして其末を齊ふるの愚は古來識者の警めし處にして、方今小作爭議の頻發するや、學究の徒或は之れに憶想を以つて劃一的に考察を下すものあり、實際家或は一毛を以つて全班を律するものあり、爲めに世人をして爭議の真相を捕捉するに苦しましむ。

松本君大ひに之れを慨し公務の餘暇數旬の日程を費して全國の著名地を遍歴し茲に其詳細を闡明せらる。

蓋し小作爭議を正面に直觀し併せて農村の實情を知るに最も正鵠、最も懇切なるを覺へ一般人士をして爭議に對する觀念を養ひ、之れに處するの法を啓發せしむる頗る有益の書たるを信じ、君の此舉あるを悦び敢て卷頭に一言を祝す。

大正拾貳年夏至の日

福岡縣農會幹事室にて

森 部 隆 輔

序

小作爭議は社會の重大事項として政治家からも經濟學者からも農學者からも思想家からも將た又地主側からも小作者側からも論じられて多様多趣であるが、吾人農村の體驗者から見ること其の色々な所論に接する毎に常に「群盲象を相する」の憾あるを禁じ得ない。

然かるに本書の著者松本寛君は弱冠で農學を修め文筆の間にも經驗があり後實際農家指導の任に當つて多年具さに農村の實

情を知悉した人であつて、今回全国小作爭議の著名な跡を尋ねて茲にその大要を鉛槧に附せられたのであるが、觀察の徹底して居るのこ行文の流暢で趣味深いのは、讀者をして通讀卷を閣くを忘れしめるの間に於てよく全国小作爭議の俯瞰圖を見つゝ、其の大勢を知らしめる妙果を存して、一般人士をして小作爭議に對する概念を得せしめるのに最上の穩健正鵠な書である事を斷言して敢て推賞します。

大正十二年七月十日

香 月 秀 雄

自序

本書は曩に著者が「農聖を訪ねて」の一文を公にして昨年拾月農村行脚の途に上つた際に行脚記である。

輓近吾農村は何と謂つても改造農村を産み出さんが爲めに、頻りに悩みつゝある。著者はソノ改造途上に在る吾農村を行脚して親しく小作問題の真相を確かめんとしたのである。

小作問題が農村改造上の全部でない事は勿論であるが、然し之の問題が斯界の重要案件である事丈けは一點の疑ひはない、著者の考へでは、小作問題は吾國農村問題の暗礁であつて、之れに適當なる對策が講せられなかつたなれば、永遠に吾國農村問題の謎は解かれないものと思ふ、何となれば吾國程殊種の小作制度を

有せる國は、諸外國にも其例が尠ない事と思ふが、而もソノ間に頗る不合理なる因襲關係が纏綿して居る様では端的に本問題が斯界の暗礁たらざるべからざる事となる。

今や、小作人は生活苦を高唱して俟まないのに、自作農家は勝に餘息喘々として居るのに、ソノ反面には大地主階級は漸次増加の傾向を辿つて居る。商工業者は資本主義の魔手を翳して盛んに活躍を試みて居るのに、農民は尙も封建の迷夢に執着して居る。何と謂ふ痛ましい農村であらふ。

著者は齡未だ而立に達しないが、農村問題を憂ふる點に至りては人後に陥ちない積りで居る、余が此の際決然として農村行脚を決行したのも即ち之の内心的衝動からの事であるが、著者は之の矛盾纏綿せる農村に深く足を踏み入れて、或時は小作人とも語つて、或時は地主とも意見を交換した、時には當局にも謀つた、

ソノ間には随分と苦しい體驗もしたがソレ丈け得る點も少なくなかつた。

著者は本書に依りて微力ながらも小作人の代辨者となる積りである、地主の反省を促す資にも供する考へである、と共に小作問題の真相を晋くに周知せしめて第三者の批判に訴へたい微衷を以つて居る。

幸に本書が幾分にも讀者諸賢に項門の一針ともなり得ば望外の光榮とする處であるが、本書中記述の杜撰や、觀察の粗漏なる點あれば、之は著者の文藻識見の淺薄なる結果である。幸に諒せられよ。

尙本書上梓につき題字、序文を賜つた諸臺を首め余の行脚を御後援下さつた片岡秋水氏及上梓につき種々御配慮下さつた香月秀雄氏等に對しては深く感謝の意を表する次第である。

序

大正拾貳年參月貳拾六日

長女富枝誕生の日

著者識

調行脚 小作問題の真相 目次

1

- 一、小作爭議の發端……………一
- 二、模範村長の告白……………五
- 三、小作人の訴へ……………一六
- 四、吾國に於ける小農階級の不安……………三三
- 五、天地の配劑……………四七
- 六、地主の言葉……………五九
- 七、農村教を説く……………八二
- 八、五君との對話……………九〇
- 九、小作爭議と地主の態度……………一二八

目次

目次

一〇、岐阜縣に於ける小作地返還狀況調……………一四〇

一一、岐阜縣農業警察令……………一四五

一二、N技師の説明……………一四七

一三、鎌島新田に蟹江史郎氏を訪ふ……………一六一

一四、車夫の氣焰……………一七五

一五、權利に目醒んとする小作人……………一八七

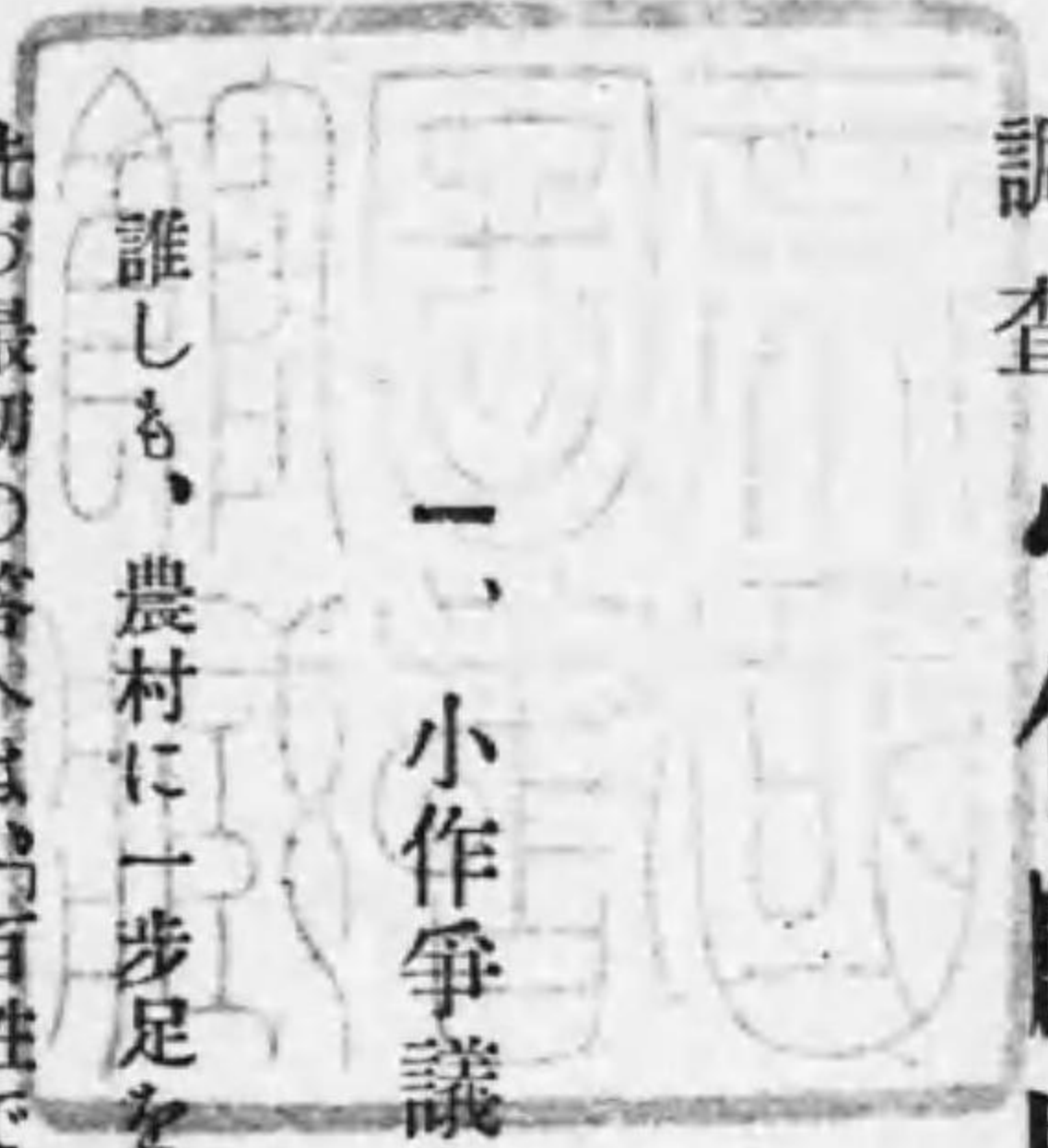
一六、農業放棄？……………二〇三

一七、余土村の土地政策……………二二一

目次畢

行脚調査 小作問題の真相

松本寛著



一、小作爭議の發端

誰しも、農村に一步足を踏み入れて農民の眞實の叫びが何であるかを訊ふたならば、先づ最初の答へは、「百姓では飯が食へない」と云ふ言葉であらふ。今日吾農民は此の言葉が、キマリ文句の様になつて何れの農民からも口癖の様に聞かされる言葉なのである。實際吾農民が永い間の生活戦に悪戦苦闘した末、ヤツと聲を出したのが例の「百姓では飯が食えない」と云ふ哀嘆的な言葉であつた、ソレも餘程以前からの言葉であ

小作爭議の發端

つたが、今日までの農民には之れは只單に祖先から傳統的に流れて來た言葉として何等之れをアヤしまなかつたのであるが、然しソノ事が本質的に不合理であり、矛盾して居るものとしたなれば必ず一度はソレが問題として現れて來なくてはならない必然性を有して居ると謂わなくてはならない。

豈計らんや時代は擧つて古い思想や、過去の制度から醒めて一大變轉期に遭遇して來たと共に吾農村にも、之の時代的流れは遺憾なく注入されて今將に動搖期に際會せんとしつゝある。ソノ間には喜ぶべき現象も數多あるが悲しむべき事態も決して尠なくない。就中小作爭議の頻發は吾農村にとりて最も注目すべき現象の一ではあるまいか。地主は土地の孤城に籠つて應戰せなければならなくなつた、加之自然が農民に與へた苦痛の大部分をも負わなくてはならなくなつた、當然國家の擔ふべき義務をも小作人より強いられて居る有様である。實際地主の心情を察すれば一片の同情に價する

ものがある、増して泥わんや小作人は彌が上にも醒めて來た、小作人は聲を揃へてツメき立つたのである。

俺等は土地を要求するものではない、何で利益のない重苦しい土地を欲する必要がある、吾等の要求は土地でなくして生活だ。（今日までの俺等は徒に地主と謂ふ美名の下に低頭して彼等を尊重し過ぎたのだ）謂はゞ彼等をあまりに美の偶像たらしめたのだ、吾々は今日まで地主よりあまりに權にされて居たのに應酬せんが爲めにも起たなくてはならない、無論吾々が今日まで重苦しい生活をなさなくてはならなかつたのも地主と云ふ農民にして農民に非らざる階級が居たからだ、見よ彼等の有する土地は吾々小作人の汗と油との結晶ではないか。……………

小作人は地團駄踏んで地主に銚先を向け出した、地主と小作人とは互に睨み合いの態で今や小作爭議は全国各地に發生し初めた、大正十年度の如き其筋の統計に顯れた

るもののみにも千數百件の多きに達して居るがソレに統計上に顯れない分を加算したなればほとんど全國農村に小作爭議の發生せない個所はない位ではあるまいか、現に大正十一年度に於ける主務省の調査に依れば上半期に於ける發生件數は前年同期に比し四百件以上増加して約六百件に垂んとして居る状態であるからソノ趨勢は恰かも燎原の火の如き勢である。

而もソノ中面の緩衝地帯とも云ふべき自作農階級は餘息喘々としてソノ地位を維持するだに窮々たる有様で、之等階級は年と共に漸次減少の趨勢を辿つて居る。緩衝地帯の鞏固であると無いとは爭議上密接な關係を有するもので、かの北九州に於ける鑛業地帯に比較的勞働爭議の薄弱であるのはソノ一半は緩衝地帯たる納屋制度が鞏固なる基礎を有して居るからである。斯の如く緩衝地帯と勞働爭議とが密接なる關係を有するにもかゝわらず、小作爭議上に於ける緩衝地帯とも謂ふべき自作農階級が前述せ

る如く極めて薄弱なる基礎の上に置かれて居る事は小作爭議の解決上最難事の一と謂わなくてはならない。

今や吾農村は地主と謂わず小作人と謂わず或は自作農家と謂わず共に一進退兩難の窮地に陥つて居る、就中小作人の生活的恐怖と自作農の階級維持難の藻掻きとは將來吾農村に如何なる暗影を投するのであらふか。

イザ以下小作爭議地行脚記を草して諸賢の猛省に資せんことを。

二、模範村長の告白

山口縣華城村と謂へば先年内務省から表彰された模範村であるが、ソコには十數年間村長の要職に在つて華城村を今日あらしめた吉武虎太氏が居られる、氏の今日は村

長の要職を後進者に譲つて悠々閑地に自適されて居るが氏の農村観は中々聞くに足るものがある。

ヤ一訪問を受けましてドーモ恐縮です、本村に御視察に御出でですか、イヤ何も見るに足るものはありますまい、先年本村が内務省から表彰された處から今日では全國各地より視察に御出で下さる御方が殖へて参りましたがイヤどうも恐縮です。

實際の處本村が表彰されましたのも實は全く當時の時勢が然らしめたので、ソレが若しも今日の様な時勢でもありませんたなれば到底模範村とは夢にも見る事が出来なかつたのでせうが今から考へますれば全く時勢の賜です、現在の様に民心が悪化したら動搖して居る様では農村の改良なんか仲々容易な業ではありません。

御聞き下さい、本年等は例年に稀な豊作なのですから小作問題も今の處先づ無難でせうが、之れが平年作位のものであつたなれば屹度問題が起つて來るに違ひないと思

ひます、だが而し今年の様如何に豊作とは言へ米價が下落して來ては地主も小作人も共に苦まなければなりません。本村は米麥本位の村ですから米價の高低は直ちに農民の生活状態に影響を及ぼしますが、之れは本村計りではありません、實は吾國では穀價の高低があまり甚だしいのでソレが小作問題の一原因をなして居るかの様に思われます、加之近來都市工鑛業の發達に伴ひまして農民は蟻の甘きに付くが如く之等に吸収されて行くのです又農村の中堅青年の心理状態を解剖して見ますればトント農業等とは念頭がない位ですから弊履を捨てる様にして農村を去る者が段々と殖へて來たのです、ソノ結果農村に痛切に感ずるのは小作人の減少です、之等小作人は他に願ふものが無いのですから難無く農村を去る事が出來ます、ソ一なれば差當り耕地の過剰と云ふ現象を生じて地主は之の過剩耕地を如何にして處理するかと云ふ事を心配せなくてはならない様になります、ソ一なれば地主は苦痛を感ずるのですが、之れに付け

込むのが小作人です、殊に彼等の思想は以前とは違つて餘程悪化の傾向を帯びて居ますので小作人に有利な條件を附せなければどうしても、ウンと云はないのです。結局以前の地主小作人の關係とは全く反對の現象を呈して來ました。

斯様な有様ですから今日の小作人は何れかと申しますれば地主に對して土地を耕作してやる位ひに考へて居るものが多い様です、故に小作米を收めて呉れる際には地主の方より頭を下げて頗る優遇せなければ小作人の感情を害すると云ふ世の中です、變るも變つたものですネー、斯の如きもツイ最近からの事ですが………今の向きで行つたなれば百姓は益々少なくなつて來るのでせう、現に農家では親が子を育つるに自分の子を百姓に育て様とする者は極めて少ないのですから此後の農村はドー變化して行くか皆目知れたものではありません。

ソレも其筈ですものネー、米は安い生産費は逐年増加する計りソレに農家の負擔と

來たら年々殖へる計りの現在ですから、此際農家の生計は何で立てゝ行くのでせう、御覽下さい、本村でも今まで小作人であつたのが何かのハズミで負債して幾分の土地を買ひ込んだ者で今日ではソノ負債の償却が出来なくしてトンと苦しみ抜いて居る者がザラにありますもの、之等の者は末はドーなる事でせうか？ 何れは家財道具でも賣り飛ばして北海道にでも出稼ぎするのが關の山でせう。

私は常に考へて居ます、政府は米に對しては頗る神經的に調節だ等と申して手酷しく騒ぎ立っていますが、米を安くするのみが政府の能でもあるまいし、米價が下落すれば吾國の農民は端的に疲弊する位の事は少しく常識を具へて居る者なれば判り切つた話しですそれに政府を首め斯様な考へであると云ふのは!! ソーでしょう世間の者は百姓が土でも喰つて生きて居る位ひに考へて居るのでせうか。

此の村もポツ／＼地主で土地を賣り飛ばす者が出來かけました、實際の處以前の地

主は土地を所有して居る爲めに威嚴があつたのですが、今日の地主は土地ソノものがほとんど五月蠅く感ずる様になつたのです、所謂今日の地主は土の苦みと云ふものが附纏つて居るのです、だから少しでも算盤の判る地主だと五月蠅い土地を所有して控米を收得するよりも金利とした方が徳だと云ふ考へは乞度起しますヨ、たとえば本村の土地であれば想當の田地で八百圓位には現に賣買が出来て居ますからソレを六朱に見積つても四十八圓の利子が舉ります、ソ一なれば安い控米を取つて小作人より苛められるよりは餘程樂な譯です、ヨ一謂ふ事からして一部地主の間には所有田を賣却して金利に替へんとしつつある者がポツ／＼出来たのです。此の有様で小作問題が進展して行つたなれば私は「後世懼るべし」と孔子様が謂つたのを繰返して謂ひたい氣がしてたまらないのです。

民心の悪化して來た事は選舉場裡を觀ましても直ちに判る事柄です、以前等では村

會議員の選舉に候補者として起つものは大概は村一流の人物で愛村心とでも申しませうか？ソ一云ふ立派な思想の持主が多かつたのですが、今日では只單に金の隋力あるものか或は名譽心の爲めに逐鹿界に踏み出すものが段々と殖へて參りました、ソノ結果意外の者が候補に起ちますが之等は無論議案の解釋も出来ない者や又は町村制に何等の理解を持たない者の群なのです。……………

吉武氏は直截に而も大膽に語られたがソノ面には何とも謂へない緊張味が漲つて見へた、私は此處まで聞いて、ソ一だ／＼全くだと心の底で拍手せざるを得なかつた。實は氏が村自治の中で最も難事と謂われて居る部落有財産を統一して華城村を今日おらしめた手際も實はヨ一謂ふ直截は人格の然らしめた結果ではあるまいか。

小作問題は模範村であらふとソんな事はチツともかまわなく萌芽し初めた、之れも氏の言に従へば全く時勢の然らしむる處で吾農村の何れをも問わない遅し早し是非一

度は經驗せなくてはならない運命ではあるまいか、余は吉武氏が華城村が模範村となつたのも全く時勢の賜だと謙遜？されたのに對して最も力強い意義と共鳴とを感じて居る。勿論華城村が今日斯様に民心が悪化して來たとしてもまだ模範村としての權威を失遂したと云ふ事は斷言されない、否模範村として斯の如しとすれば他のレ、以下の農村はドレ丈け苦しんで居るか判断がつかない、岐阜縣の或村は模範村として推賞の内意があつたソレだが内容をヨク調査して見た處ソレに小作組合が設置されて居るとかで遂に沙汰止みとなつたとも聞いて居るが、小作組合と云ふものはソレ程恐るべき破壊的な力を有つて居るのであらふか、否々小作組合を設置すべき根本原因が何處に在るかを究めたなればソレこそ農村を破壊すべきバチルスに違ひない事を知る事が出来る、而も其のバチルスは時勢の隋力に依りて農村に投げつけられた事をも知る事が出来る。

氏の言に従へば、小作人の減少もソレだ、民心の悪化もソレだ、生産費の増加もソレだ、米價の下落もソレだ、農家負擔の増加もソレだ、之等の事實はやがては農村の將來に恐るべき暗影を投ずるものではあるまいか、就中都市商工業の發達が之等のバチルスを醸生する點に就ては尙事實を指摘して物語る事とせう。

同じ模範村で就中最も特色を發揮して居ると謂はれて居た廣島縣廣村の現状を觀れば此の事實が雄辨に證明されて居る。誰しも吳驛に下車して險岨な阿賀峠を越ゆればソノ前面に新しい工場の設置されて居る農村を見るであらふ、これが即ち廣村であつて藤田村長や岩西助役が獻身的の努力を以つて昔日の難村を模範村たらしめたと謂ふ有名な村である、が廣村では農業對工業の産業的爭覇戰に於て農村が遺憾なく土俵外へ投げ出された態を目的あたり目撃する事が出来る。

農村が都市工鑛業の發達に伴ひて凡ゆる點に打撃を蒙つて居る事實は至る處に見受

けるが、廣村に於ては今日まで模範村として特異の光りを放つて居た事や、打撃の程度が頗る重傷である事等で可なり注目されて居る。

一口に謂へば今日の廣村は以前の廣村ではない、廣村の或地主が小作人へ土地の耕作を依頼した時小作人は速座に耕作料は幾何呉れるかと云つたとかであるが、若しも之れが本當の對話であつたとしたなれば廣村も此の一語を以つてソノ運命を豫斷する事が出来る。元來廣村を模範村たらしむるまでには春の海の如き藤田村長や秋の溪水の如き岩西助役或は地方人より生佛と尊崇された大洲須導師等の苦心は一通りではなかつた、當時廣村民の氣風は頗る緊張し切つて居て吳市附近の惡風に感染せない爲めには各種の方法が講せられて謂はゞ吳風俗に對峙して堅實なる農村美を發揮して居たのである。

され共時勢の趨向は如何ともする事が出来ない、殊にソノ代表者とも云ふべき資本

主義の魔手は如何に險岨な阿賀峠があらふとそんな事は何等屈する事はない、殊に吳海軍工廠の支廠は大正七年には廣村の一隅に設置せられた、之れが基礎工事をする丈けでも多くの日子を要したがソノ間多数の土工や鮮人の移住につれて廣村の風俗はスツかり攪亂されてしまつた、殊に工場や舍宅の敷地買収等で土地ブローカーの出現は民心に多大の惡影響を及ぼして物質的にも精神的にも折角築き上げた廣村ソノものゝ全體が擧つて破壊されたのである、今まで見なかつた活動寫眞の常設館が出来る、飲食店が殖へる、料理屋が出来る、夜はさながらイルミネーションでもやつて居るかの奇態が農村に出現された、此れにつれ最初に眩惑されたのは青年であつた、之等のものは擧つて工場の職工へと雪崩れ込んだ、以前一町歩を耕作して居たものは五反に減らして日傭労働者へと變つて行つた、婦女子は辻々に廣告してある「紡績工女募集」の張札には矢も楯もたまらなくなつて引き去られて行くのである、斯様な状態で廣村

の今日はほとんど以前の面影は無くなつて居る、之等の事情を綜合すれば小作人が地主に對して土地の耕作料を要求したと云ふ事も滿更嘘ではないかの様に感ぜられる。

廣村の例はソノ一例に過ぎないが、斯の如く工業の發達はドーしても民心の動搖を來し、農民の之れに吸収される結果は耕地の過剩や民心の動搖等で此等はやがては小作問題を發生せしむる素因となりつゝある事は争はれない事實である。

三、小作人の訴へ

大阪から片町線の便をかりて行けば程遠からずして、南朝の忠臣小楠公を以つて名高い四條畷がある。ソコ等附近一帯が府下北河内郡であるが本郡も小作爭議地としては可なり有名になつて居る、殊に日本農民組合の後援ある事や、同組合の農民學校が

開催されて居た事やは一入農民運動に氣勢を添へて居る。就中、津田村は本郡でも最初に小作爭議の聲を擧げて居る處から一時最も注目されて居たが、抑もの起りは大正十年度に於て天災の爲め農作物が甚だしく被害を受けて收穫に非常な減收を來したと云ふのが直接の導火線となつて居る様である、けれ共元來當地方は小作料ソノ物が高率であると云ふ事が最近小作人の自覺に依つて叫ばれる様になつた、即ち分配上の問題で小作人が地主に控米の減額を要求し初めたと云ふのが事件の内容である。

當時村長三宅源次郎氏は頗る炯眼達識の士で、小作問題は今日の如き小作條件の下に於ては是非發生せねばならない雰圍氣の裡に在る事に着眼して、此の問題を此の儘放任せんか頗る重大な問題となつて、自治體の破壊は素より國家的重大問題たらんを恐れたが、之れが解決を謀らんには、先づ問題の紛叫せざる以前に地主側より控米減額を聲明せしむるを最善の方法なりと思惟して、氏の發案にて現在の小作料より一斗

五升乃至二斗の減額聲明を地主に要求したのである。元より三宅氏は兩者の中間に介して地主の自覺的行爲を要求したのであるが、ソノ間随分と複雑な経緯を生じた末、大部分の地主は三宅氏の發案通りの條件を以つて一と先づ解決する事を得たが、獨り一部落の地主のみは頑としてソノ要求を退けてしまつた爲に此處に兩者の争議が起つて何れも一步の讓歩をもなさない結果頗る險惡な状態に陥つてしまつたのである、ソコで遂には所轄の警察署長は治安上傍觀する事が出来ないので調停を試みたが治らず、郡長も亦行政上の關係で、之れを試みたが解決がつかず、遂に府知事までが仲裁の勞を執つて一先づ事件は落着したものゝ、地主小作者間の關係は甚だしく疏通を欠いて互に相反目の状態にある。此の事件の内容に就て一小作人は余にコゝ語つた。

此の村の小作争議は地方でも發生の時機が早かつたので、大分世間から注目されました、一時は新聞等で盛んに書いたものですから、各地から視察に來られる方があり

まして随分と誇大にも吹聴され、或は誤解された點も種々ありました、けれ共大體に於て小作人の要求通りに解決が着きました、獨り某部落では三十戸位ひの少部落ですが、ソノ内十戸計りの地主がありました、ソノ地主は何と謂つても又誰が調停されても頑として小作人側の要求を容れて呉れません、ソレも他部落の地主は全部承諾して居ますのに、ソレなのですから兩者の關係が甚だ感情に激しまして、問題が大分複雑して參りました。事件の道程を申し上げますればコゝです。ナニ小作人の要求にも相當の理由があるのでですから暫く聞いて下さい。此の附近一帯は大阪府でも米作地としては屈指な地方ですが、今までと云ふものは耕地反別の割合に農家戸數が多かつた爲に一戸當りの耕作地と云つたら全で御話にならない位ひ僅少なものです、が今日の農家經驗上から申しますれば、やはり勉めて多くの土地を耕作せなければ經濟が立ち行きませぬので、小作人の間に耕地の掠奪とでも申しませうか、小作人は競つて地主

の下に平身低頭して耕作土地を求めて居たのです、私も實はソノ謂ふ苦い経験を嘗めて今日まで百姓を續けて來て居るのですが、ソノなれば穴勝掟米の増徴はやむを得ない成行きとなつて、實際の處涙を飲んで小作田を求めて居たのです、と申しましてもソノ間の経緯は地主には判らないかも知れませんが、小作人同志の暗闘と云つたら全で御話しにならない位で、随分つらひ面倒も見ました、而も地主の中には此等の事柄をば全で高見の態で、寧ろ喜んで居る位のものでせう。……

彼の兩頬が熱し來ると共に、彼の言葉は腑肺を突いて流れ出た、眼光はソノ鋭さを増して何物かを睨み付けんとする態を示して來たが、フト思ひ付い様に。

「だからして」と彼は魅力ある聲を出して説き初めた。今日では小作人の方が黙つては居ません、ソレと謂ふのも世間一般が動搖して來まして、殊に工場に於ける労働争議を目撃してからと云ふものは、小作人の頭にも、何等か異様な感じが湧いて出まし

て「吾々は地主の爲めの小作人ではない」のだと云ふ考へを起すものが段々殖へて來ました、サー此麼なれば元來に於て小作人生活の苦痛を永い間嘗め盡して居ますので、ソノ勢は極めて猛烈なものです、貴郎方から御考へになれば、ほとんど盲目的だと冷笑されるかも知れませんが、然し吾々小作人の胸中には眞劍の叫びが蟠つて居ますもの、此の氣勢を示しかけました處村長の三宅様は中々の炯眼家でありますので早速兩者の間に介在の勞を採られました。ソレは此麼んな條件なのです。

當地方の小作料なるものは、大體前申しました通りの事情から明治八年の地價制定當時の小作料に比して地主にも依りますが一斗五升乃至二斗位は増徴されて居るので、實際吾々小作人はソノなにもまで虐げられて居るのに甘んじて今日まで耕作して居たのです。故に三宅様は之の歴史に鑑みて掟を以前通りに引き直す爲め土地の事情を參酌して一斗五升乃至二斗位は減額するのが當然であると地主側に要求して下さつた

のです。實はソレ丈けのものは表面上捻米の減額を要求する態とはなりますが、實際の處は元の通りの捻米に引き直す丈けの事で地主としては何等の痛痒は無い筈です。けれ共今日の地主は誰も彼れも算盤地主なのでから、ソレ謂ふ明確な理由があるに、もかしわらず早速ウンと申し出た地主は一人もありません。だが兎や角して大部分の地主は之の條件に服従しましたが或小部落の地主は中々承知しません、コ一なれば小作人の感情は或點までは盲目的に走りますので中々問題が激しかつたのです。

サ一署長さんが来る、郡長サンが仲に入る、遂々府知事様まで調停されてやつこの事問題文は解決しましたが、コ一云ふ経緯を経て居ますので地主小作間の感情は中々融和しません、殊に十人の地主は一人に付夫々八反歩宛の小作田を引上げて自作して居りますので小作人も何れかと申しますれば若干苦しいには違ひありません。然し農業はソ一簡單に出来るものではありませぬ、之等地主が最初に困つたのは傭人の不足

です、無論近傍の小作人は手傳等とは忽體の外の事ですから、従つて他より労働者を雇つて来る事も意の如くならず、ソレかと申して家族の者が皆農事に従ふ事も出来な事柄がありますので本年の出来は、ほとんど不成績で、一目見ても之れは地主の耕作田だなど思わせる位です、地主側では萬策盡きて共同作業をやつて居るものもありますが、之れも永續する仕事でもありません。

小作地を引上げられる事は小作人としては甚だ苦痛です、而も地主も此手段を採つたからとて益する事は少しもありません、地主小作の間柄は何と謂つても温情關係が維持されなければ共同の利益を増進して行く事は出来ません、百姓部落は何處でもゴタ／＼の多い評判高い處にきまつて居ますので、小作問題にしても根本が捻米の問題だからと謂つてソレ丈けで済めば宜しいか中々ソ一とは行きません、感情上、私交上に何くれとなく話題に上りまして結局數の少ない地主側に不利となる事は知れた事

で此の點は工場に於ける資本家とは幾分意味が異つて居ます。……

小作人の言葉は平凡ではあるがソノ間には絶大なる意味が含蓄されて居た。

彼は節高の指巾廣い手を憶面なく膝の上に握り絞めて窓外に視線を投じたが秋の出来榮は彼の眼に何と映じたのであらうか。眼光は彌が上にも鋭さを増して來た。

宣なる哉。彼等小作人の胸中には、今日まで地主の爲に虐げられて居ると云ふ自覺の外に尙生活と云ふ重荷を負擔して居るからである。小作人は生活の爲めには盲目的にでも進まなければならぬ内心の惱へがあるに相違ない。彼が言つた如く一斗五升か二斗の減額は根本的の減額ではない、然も此の位の程度か乃至は意味の減額要求に對して、地主側の主張があまりに過酷であると云ふ事は賢明なる地主の態度ではあるまい。勿論地主は地主として土地に對する負擔の増加等で、今日の小作料では到底利益を見る事が少ない場合もあるに相違ないが、ソノ點は亦別に救済の方法がないで

もない、地主の力次第では之れが輕減を企圖する位の事は出来るのであつて而もソノ全部を小作人と轉嫁せしむるが如きは策の得た方法ではない、が要するに端的に之れを批判したなれば地主は土地なる弾力性を有して居るが、小作人はソレが無い、故に同じ苦痛にしてもソノ程度は小作人はヨリ以上眞劍だと謂わなくてはならない。

「ヨク聞いて下さい」彼は尙言葉を續けた。

此の村では三宅様の御盡力で小作人の要求が容れられたので小作人としては先づ幸ひですが、然し之れ位の要求は地主としてはヨリ以上幸福だと謂わなくてはなりません、何故かなれば之れを他村の減額割合から申しますれば随分割安に濟んで居るのです。ソレは此んな譯なのです。

此の村では三宅様の如き適當な調停者が居られたのですから宜しかつたのですがソレでない村は小作人も随分無暴な要求を提示して居ます、従つて地主も頑として應じ

ません、コーなれば勢ひ争議は紛擾するに決つて居ますが、結局は数の少ない地主側に不利な條件で結着するのでせう、故に他村では現に本村の倍額以上の減額で解決されて居る村が至る處あります、けれ共今他村の振合を見て更に減額を要求する事は折角三宅様の盡力を無にする事ともなりますので吾々小作人は三宅様に對してソー云ふ無謀な事は出來ない立場に在ります。斯様な有様ですから何れかと謂へば此村では小作人よりも地主に餘程有利に解決されて居る譯です、だが而し之れも何です、一は感情問題なのですから双方の出具合如何に依つては數量の問題は第二ですナ……。

緊張し切つた彼の面は稍々柔いだらしく時々笑顔を見せて余の旅情を慰めて呉れた。

津田村の隣村に山田村と云ふのがある、此の村も随分小作争議で紛擾した處であるが、就中山田村中宮區は頗る激烈で某大地主の所有田七町余歩と云ふは大正十一年度

に於ては遂に作付未済の儘返済したので如何ともする事が出來ず只管鐵道草の繁茂に委かして居る位の状態だから、之れを以つてしても争議が如何に激しかつたかを推測する事が出来る。

余が山田村を訪れた際は各農家共灌水に管殺されて居た際であつたが一小作人は大要左の如き談話を試みて呉れた。

随分御恥かしい話ですが、此の地方一帯は地勢の關係上普通の年でさえも灌漑水に困難する處で、御覽下さい、アノ通り田圃の諸處に跳釣井を仕掛けて之れで灌漑するのが常です、だから平年でさえ中々容易な業でないのに本年(十一年)の如き未曾有の旱魃に遭遇しましては吾々農業者の困難は一通りではありません、今其有様を申し上げるではありませんが實際插苗前から今日までの心配と云つたら男も女も老人も子供も總動員の態で夜を晝に次いで非常時でした、斯様な非常年ですから吾々小作人は

挿苗前に此の難澁を地主に訴へて、灌漑費の半額を地主に要求する事と致しました、吾々小作人としては灌漑費を要求する位ではありません、作付の遅延すると云ふ事はドン程苦痛だが知れたものではありません。のに之れに對して地主側の主張は今日までソナ例はないと申しまして無慘に之れに應じて呉れません、小作人側もソナれば多數の威力を示す外に途がないのですから結束して地主に對して示威を初めました處遂に地主側より實地を踏査する事となりましてソノ結果作付後に適當の方法を講ずる事を聲明したのです。

然し吾々小作人は最早ソノ手には乗りませぬ、と謂ふのは今まで吾々が永い間小作生活を續けて居ますが再々凶作にも遭遇しましたのでソノ都度掟米の減額を要求した事がありますが大底此の手段で欺かれて居るのです、地主は只單に聲明して呉れる丈けで之れを實行して呉れません、吾々小作人は此の手段にかゝつて度々泣寝入りの態

となつて居ます、ソレが不平なれば所謂地主様より御目玉を頂戴しますのです。……

然し今日はソノ謂ふ時勢ではありません、又ソナな常套手段に欺かれる小作人も少なくなつて居ます、吾々は植付前に是非共掟米の減額を確定するか或は灌漑費として要求額を支辯して呉れとソノ二つに一つを迫りました。

あまりに小作人の示威が激しかったので地主は個人的に解決する事を申出でました、がソレでは小作人の爲めに不利益なのですから吾々は飽くまで結束して交渉する事と致しました、地主はやはり團體的の交渉には非常に恐れ且つ嫌つて居る様です。ソレに一方灌水がないので専心之れが交渉に没頭致しました結果随分スツタ揉んだ致しましたが遂に平均三斗減で落着致しました。

けれ共某大地主は何んな理由があるかは知れませんが、吾々の要求を容れて呉れませんで遂に彼の土地は全部返地して終ひました。貴郎が此の部落へ御出での道筋に

雑草の繁茂した耕地が点在して居るのに不審がられた事と思ひますが、實はソレが返還地なのです、某地主は今年では數町歩を自作して居ますが今ではほとんど手に餘して居る模様です……

次に申し上げねばならない事は何と云つても掬米の高率と云ふ事です、此の點は隣村津田村とも同じ事です、何しろ以前の掬米と今日のソレとを比較して見ますれば吾々小作人としては、あまり可い感じを與へて呉れませぬ。ソレが今日の若い地主である。最早時代が變つて居ますので其間の事情をヨク知りません故に無暗に頑張る風があります。吾々小作人としては現在の小作料をどれだけ低下すれば適當かと云ふ點に對しては唯今明確な解答を與へる事は出来ませんが、然し今日の小作料なるものが割高であると云ふ事は断言して憚りません。今から過去の事を考へて見ますればヨクもあの様な高い掬米を納めて地主様を大事がつて居たものだと思ふ位です。

話しはズン／＼進んで行つたが、「ソレからモー一つ話さなくてはならない事があります」と彼は高い咳を切つて言葉を續けた。

此の部落に或一人の極貧者がありました、ソレは／＼見る眼も氣の毒な程悲惨な生活をして居たのですが、ソレでも毎年七八反位を小作して居ました、年暮の掬の納入時期になりますとイツも地主に絶り付いて嘆願するのが常でして部落の者もソレが爲めには再々面倒を見てやつた事もありましたが、つい一昨年でしたかツラひ小作人生活に堪へ兼ねたと見へまして、京阪電車の小使になる様になりました、處がドーです今では到底吾々小作人の及ばない位ひ樂な生活をする事が出来る様になりました、イヤ人間と云ふものは全く判らないものです、彼が小作人をして地主からイジメられて居た際等ほとんど仕様がなかつたのですが、土と謂ふものをスツカリ見限つて會社の小使となつた處がアノ通りです、昨年の末はエライ賞與を戴いたとかで、ほとんど喜び

入つて部落の者共に御禮を申して居た位です。之の事は獨り彼を幸福に導いた丈けではありません、之の評判が通ると共に一般の小作人、殊に青年の心理状態に非常な影響を與へたのです、ソレから云ふものは農家の子弟で附近の會社工場等に職を奉ずるものが随分多く出來ました、云はば小作人が農業ソノ物に自暴自棄となつたのです、尤もソノした方が結局經濟状態が餘程よくなるものですからネ……。イヤゴトも百姓では駄目です、米價は益々下落する、一方には産米検査等で七面倒な事を強ひられる、とてもやり切れたものではありません。此の向で行つたなれば地主も小作人も共倒れですナ……

私達だつて土地を耕作せなければ差當り生活の道がないのですから、地主に對して無理を申し度くはありません、が然し吾々小作人の足下には差し當り火が燃え着いて居ますので、之れ計りは仕様がありません。

彼は頗る正直に眞實の事を話して呉れた、實際の處今日小作人の心情を解剖すれば小作爭議上に於て土地返還の手段は小作人としては余程の決斷であつて之れと共に地主より小作田を引き上げられる事も亦苦痛の一たるを免れない、今日の處吾國小作人はやはり耕地を生活の根據とせなければならぬ事情の下に置かれて居る事は一般的通則である云つて宜敷いがソレにもかゝらず小作人が地主と戦ひ、眞坂違へば耕地返還の舉に出でつゝある事は小作人の眞剣さが窺われると共に世の識者や、爲政者は、ソノ罪が那邊より來るものなるかを究めて適當なる對策を講じなくてはならない事柄だと思ふ。

四 吾國に於ける小農階級の不安

吾國に於ける小作農階級の不安に就ては曾て一文を草して某誌に發表して居たから本章に輯載する事とせう。

吾國に於ける小農階級の不安。

日清戦後に於ては米が拾錢して社會民衆を脅威した時代があつたが、今日ではソレ處ではない、米價が四拾錢に高騰しても農民の生活難は緩和されない時代となつて來た。

顧るに、吾國農村生活者が渦巻く生活戦に悪戦苦闘した末「百姓では飯が食へない」と嘆息して以來幾多の星霜を閲したか、ソノ間農民保護の問題は型の如く唱へられて居た場合もあつた位で、徹底したる政策の樹立もなければ、又農民自身ソレに對する自覺も力も足りなかつた、が如何に因襲的な農民とは謂へ輓近社會一般の改造渦中にあつて何時までも、御都合主義の下に左右さるべき時代ではなくなつた、農村の一隅

には都市のソレの如き労働問題即ち小作争議が頻發し初めた、氣の早い者は、農村革命の前兆だと叫び出した、或篤學者は國家破滅の前提だと驚愕した、然し世間の風評はともあれ之は農民の自覺が齎した必然的現象なりとは公平なる批判かも知れない。

封建時代の農民は「殺さぬ様、生さぬ様」にこの見地の下に社會に隸屬した一種の卑しい職業に従事するものとして取扱はれて居た、時には舊藩時代に於ても農民保護政策が無いでもなかつたが、ソレは今日のソレとは、幾分意味を異にして、つまり食糧生産の途を安全ならしむる爲めの方便として之れあつた位で、極言すれば當時の農民は食糧品を生産する骨と肉に過ぎなかつたのである。又反面に於ては當時の農民は之の隸屬的職業に従事する事に於て生活上の安定は得られて居たのである、然るに封建制度が頽れると共に今日の自治體となり人間の自由平等が制度の上に現れ來ると共に人間は各自獨立自營の道を講じなくてはならなくなつた。

此處に於て農民は恰かも籠から放ち出された小鳥の如く自己の努力、自分の意志を以つて生活上の安定を期せなければならなくなつた。故に因襲枯息的な農民としては一時ソノ立場に苦しんだ、殊に明治三十年前後に於ける吾國社會の狀態は、新日本を産み出さんが爲めに鼎の沸騰するが如く、制度文物ソノ他總ての方面に改革の俤が實現されたのである。之の趨勢に乗じて商工業者側は資本主義の勃興と共に頗る有利な地歩を獲得する事が出来たのに、農民は之れに反して依然として舊套を脱し得ず、國家も亦徹底したる農業政策を樹立せなかつた爲めに遂に農業は原始的産業としてソノ地位の向上を謀る事が出来ずして今日に至つたのである。

斯の如く吾農業が社會的に隷屬的地位にあり、産業的に原始視され、又經濟的には敗者の立場に在らなければならぬのは一に農民の自覺が足らなかつた結果ではあるが、之れを換言すれば久しきに亘りたる封建制度の罪も又與つて力ありと云わなければならぬ。

ばならない。

ソノ結果吾國農村生活者の悲哀は如何にも極度に達して居る、就中、小農階級にある農村生活者の悲哀は、農民として論ずるまでもなく、普く人道上の立場よりして充分攻究せなくてはならない問題ではあるまいか。サテ此處に小農階級と云ふのは小作人及び自作兼小作人を指して居るが故に豫めは承知ありたい。

○ 余の知る或小農の家庭に此んな哀話があるから参考の爲めに記す事とする。

當人は營々として農耕に従事して居た純然たる小作農家であつた。彼は去年病没したが、彼の死と共に此んな風説が傳はつた、何でも彼の家は代々小作農家であつて彼はソノ何代目に相當するかは知らないが、彼の代まで寸地の地主ともなり得なかつた何でも半年計り病氣で臥床して居たが、病氣は日に増し重くなる計りで田舎の醫師では手の付け様もなくなつたので親族や近隣の者の推めによつて、やむなく病院に診察

を乞ふ事とした。病院の醫師は彼の病氣が最早慢性に變つて居るので入院して手術せなければ到底回復の見込なしと云ひ切つてしまつた、けれ共彼は頑固に之れを却けて歸つて來た、彼の病氣は益々重病となる計りであつたが、一日彼は重苦しい息をして此んな事を述べた、自分の病氣は入院して手術を受けさへすれば大概は全快の見込はつくど博士は謂つて呉れたが、入院するとすれば高額の費用は要するし到底今日の家計では持ち切れない、ソレに若し結果不良で全快の出來なかつた場合は負債の爲め後に残る妻子は屹度路頭に迷はなければならぬ、此の上は自分も最早諦めては居たが、妻子の事を思へば入院する氣になれないものだから斷然歸つてしまつた、……と謂ふや數日ならずして彼は黄泉の客となつた。之の話が傳はると共に部落の者は彼の運命に同情せない者はなかつた。

又或一農家は所謂五反百姓ではあつたが、可なり樂な生活をして居たがフトとした

事から他人の推めで四百圓計りの金を負債して田地を買つた、ソレは數年以前の事であつたが、之の田地を買つて以來彼の家計はとんと以前に反對して生活状態が逼迫して來て僅かの利子の支拂ひさへ窮する様になつた、家計の事情を知らない者は、何だ、四百圓位の負債にと冷評を浴びせるのであつたが、當の本人は眞に困難の色であつた。

此の二つの事實は如何にも平凡の様ではあるが、此の事實の裡に潜んで居る眞理は吾々に何を教へて居るのであらふか、又爲政者の胸にドー云ふ感慨を催ふさすのであらうか、農村生活者の悲哀は此の二つの事實が雄辯に説明して居るのである。

吾國農家は負擔の過重と生産費の過大な爲め、農家所得の僅少なる事は事實であつて、農民救済の聲が擧ると共に此の二個の問題は始終攻究されて居る様であるが、未だに何等の具體案も得られて居ない状態である。近時文化生活等と識者の間に唱へら

小作問題の真相

れて居る事柄も、現時の農家經濟の模様では到底意義ある生活をおむ事の出来ない位
ひに逼迫して居る。試みに大正九年度に於ける米作收支計算があるから参考の爲め摘
記す事とする。

稻一反歩の栽培費 七拾六圓六拾五錢

内 譯

五拾參圓八拾二錢

一反歩栽培勞働賃一切

七圓二十六錢

一反歩宛償却修繕費一切

拾七圓參十七錢

一反歩宛肥料其他資本一切

小 計

七拾八圓四拾五錢

此内彙收入反當一圓八十錢を控除す

一石生産費 五拾參圓參拾四錢

内

一反歩收穫高玄米

二石五斗五升

此内地代種子代米

一石二斗一升三合

差引殘額玄米

一石四斗三升七合に付之等一反歩の栽培費七十六圓六十五錢を除する時は石に付五十三圓三十四錢となる

結 論

一反歩栽培費

七拾六圓六拾五錢

一石の生産費

五拾參圓三十四錢

一反歩栽培に付損失三十三圓五十一錢

但玄米一石相場三十圓とす

一石生産に付損失二十三圓三十四錢

吾國に於ける小農階級の不安

農家一日一人の勞働賃銀六十八錢五厘(食費共)

以上の計算は福岡縣の一郡農會が發表した數字であるが、之れに依ると大正九年度に於て、米價三十圓の場合、一石生産に依りて實に二十三圓以上の損失を見なければならぬ状態にある。稻は播種してより收穫までには約半ヶ年の月日を要するが、ソノ間營々として作り出した米に於て尙も多大の損失を見なければならぬと云へば結局農民生活の立場は何處にあるかと云はなくてはならない様になる。而も稻作田は年間一回乃至多くて三回の輪栽をなすに止まるを以つて之の損失を補填する丈けでも尙多大の犠牲を拂はなければならない。

さすれば一度吾農家が幾何かの負擔を生じたる場合は、之れが償却には多大な犠牲を拂はなければならない事は自明の理ではあるまいか、而も今日の如く米價が正當な價額を維持せない間は農民は幾年經つとも浮ぶ瀬はなのである。前述せる二つの告白

は之の事實を雄辯に裏書して居るのであつて、現在の小作農家が若し不時の災厄にでも遭つた場合は云わずもがな、之等の者か一旦負債を生じなくてはならない境遇に余儀なくせられた場合は、彼等は終生塗炭の苦を経験せなくてはならないのであらふ。斯の如き有様では小作人が進んで地主となり、小地主が尙進んで自作農家となる事は百年河清を俟つの類で、到底望むべくもない、否事實は全く之れと反對で、吾農村に於ける中産階級、即ち自作農家は自己の地位を維持する事が出来なくして年々小農階級に零落しつゝある事が統計に顯れて居る。

農業の利得少なき事は今更縷述するまでもないが、吾國農家では自己の勞働所得を差引く時は實に多大の損失となつて現れて居る、故に高價なる勞賃を拂つて耕作する事はドーシても出来ないから強いて自己の勞力を以つて經營せなければならぬ時代となつた、故にソノ勞働は頗る過激に落ちて居る、彼の工場に於ける八時間制等は現

在の農村に於ては夢にも見る事は出来ない、現に或都市園藝地では年間通じて平均十三時間の労働に従事して居る地方を視察した事がある、尤も蔬菜栽培は農業経営中最も集約を要する仕事ではあるが、年間平均十三時間とは驚かざるを得ない、而も夏期に於ては實に十八時間の労働が可なり長い間續けられて居るから尙更である。斯の如き過酷な労働であるにかかわらずソノ報酬は他の産業に比して僅少であるとするればソノ罪は最早農業者に非ずして、爲政者の罪か、社會組織の欠陥と謂わなくてはならない。

都市に於ける労働問題は主として時間と報酬の問題であるかの様であるが、之れを吾農業の状態と比較したならば御話しにならない位吾農民は虐げられて居るのである、農業者の労働賃は前述の如く一日一人僅かに六十八錢内外にしか相當せない、之れを以つて吾國農家の収入高を概算すれば、先づ吾國農家の一戸當人口を六人とみ、

ソノ中三人が子供で、残る三人が労働に従事するものとすれば、之の三人の労働所得を合算しても僅かに二圓位ひのものである、さすれば一ヶ月六十圓、年間を見積つて七百圓内外のものである、而も三人の家族が労働するとすれば少なくとも二町歩内外を耕作せなければならぬ、今之の農家にして六人の家族を擁して居て年間七百圓内外の労働所得で生活が出来るか、之れを以つてしても農村生活者の逼迫の程度が知れる譯である。

近時農村に於て、地主小作間の關係が幾分悪化の傾向を帯びて、小作爭議が至る處に頻發の状態にあるが、ソノ原因の一も實は小農階級者の生活的逼迫が齎したる思想の悪化に歸せなければならぬ。

前述せる二つの事實は吾農村の至る處に其例を見出す事が出来るが、ソノ謂ふ境涯に沈淪して居る吾小農階級者は最早沈黙の間に主從的舊道徳を固守する事が出来なく

なつた、小農階級者は幾分捨鉢的態度を以つて地主を呪咀し初めた、働いてもく／＼寸地を得る事の出来ないのは思か負債の償却さへも意の如くならず、剩へ肉體の消耗を償ふ事さへ出来ない立場に在る彼等階級者が遂に階級的に自覺して來たのも無理はない。

要するに此後吾國に於ける農民運動の目標は生活上乃至は生存上の要求であると思ふが、ソレ丈け運動の性質は益々惡化の傾向を帯びるに違ひない。就中、農民の大部分を占有して居る小農階級の生活が斯の如く逼迫して居る事に就ては國家は之れに對して如何なる政策を必要とするのであらふか、本問題は吾國策上最も興味ある問題として攻究に價あるものだと思ふ。(完)

五、天地の配劑

京都府下では大正十年に於て降雹の被害が激甚であつた爲めに、之れが直接の原因をなして至る處に小作爭議が勃發して居る。就中綴喜郡有知郷村の小作爭議は當時最も注目されて居たのだからソレに就て聊か批判を試みる事とせう。

有智郷村では内里部落が最も紛擾して居たのだが、爭議の原因は大約左記の三ヶ條に大別する事が出来る。

- 一、米麥作が著しく降雹の被害を受けたる事。
- 二、梨樹が同様被害を受けたる事。
- 三、常免制が存續せる事。

米麥作は内里部落農民の本業にして、梨樹栽培は同部落民の副業となつて居る、而も本部落の掟米は以前より常免制となつて居るのである。

依是觀之。内里部落は本業副業及び制度の三方面より爭議の波が打ち寄せて來て居るのだから、ソノ原因よりすれば頗る研究に價するのだと思ふ。元來有智郷村は、地味の豊富な平坦地で、京都府下に於ては米作地として有數な土地柄である、ソレが十年度の降雹は米麥作に大慘害を與へてほとんど小作農家には致命傷を與へたのである。ソレが麥收穫期のみならず、米收穫期にも亦雹害が繰返されたので此の二度の天災には農民もほと／＼困憊したのであつた。加ふるに本村の水田梨樹栽培は農家副業として可なり有名なものとなつて居たのにもかゝらず、之れも同じく降雹の被害を受けたので農民の苦痛も一通りではない、殊に梨樹栽培は相當の費用と勞力を投じて居るので、之れが收穫皆無に等しい被害を受けた事は農民の心裡に一入の恐慌心を

醸したのであつた。コゝなれば農民も安如として居る譯には行かない、屹度コゝなれば地主へ要求を持ち掛けるより他に途はない。だが然し、内里部落には小作人の立場として一の欠陥を有して居る、ソレは他でもない本部落には以前の頃より小作料は常免の制度となつて居る、故に今日たどえ不時の天災で凶作に遭遇する事があつたとしても小作人より表面上掟の減額を要求する事が出來ない立場にある。けれ共天災は斯様に贖面に激甚さを示して居るので小作人も之の慘狀を見て、黙々の間に葬る事はドーンしても出來ない、否々小作人は躍起となつて掟米の減額を要求し初めたのである。然し地主は案の通り常免を楯として之れに應じなかつた。

元來、常免の起りはと謂へば之れも深い由緒があつて、當部落では以前天災關係で小作人が再々掟米の減額を地主に要求した經歷があつたが、ソノ都度地主の態度が鞏固な爲め、ソレと謂ふのも當時の地主の威勢と謂つたら全で今日とは御話しにならない

い位威張つて居たので、いつも小作人は自己の要求を貫徹する事が出来ず、不平の儘泣寝入りの態であつたけれ共、今より二十四五年以前の事であつた、同地方の水田に害蟲の大被害を受けて稲作に大減収を來した年があつた、ソコで此度と云ふ今度は小作人も同盟して稻刈りをなさず地主に向つて頗る腰強い談判を持ち込む事とした、ソコで地主も仕方なしに土地に等級を附してソノ等級に應じて減額を決定し新に掬米の額を定めて此れを以つて常免とする事になしたのである、實は地主側も再々小作人より掬米減額の要求に接するのを五月蠅く思つたのもソノ原因の一であらふが、兎に角當地方は二十四五年以前に斯様な事情の下で掬米は全部常免制となす事になつて居る、故に今回大降雹の爲め、如何に被害が激甚であらふと地主は此の歴史的事實を楯として頑として之れに應じなかつた。

然し今日の小作人は最早以前の小作人とは幾分異つた思想を所有して居る、農業で

は到底家計を維持する事の出来ない事の自覺を持つて居る、小作人は祖先以來より地主の爲めに自由を束縛されて居る事をも口外する様になつて來た。謂はゞ階級的にも醒めて來た譯である、小作人の多くは地主の横暴を鳴らして反抗の狼火を擧げ初めた、内里部落の小作人は稻刈りだけは済ましたが同盟して之れが調製脱穀の作業に取りかゝらない、稻束は野に堆積された儘翌年一二ヶ月頃までも野曝しの態で要求貫徹の示威運動を始めた、而もソノ運動は頗る過激で地主の行動までも束縛したのだから、地主もソノ包圍的示威運動には苦痛を感じたのとは掬米の納入が更にないので納税の履行等にも支障を來して地主の困難は實際の處一通りではなかつた、小作人は數の力を以つて肉迫して來るので地主の生活的行爲が著しく束縛されて來た。地主は其の猛烈なる示威運動に堪へ兼ねたと見へて或點までの讓歩を聲明して一先づ事件は落着する事となつた。

内里區の争議は大體上記の經過を辿つて居るが余は之の争議の經過に臨みて批判を下せば、内里部落は頗る危険なる農業經營方法をやつて居る事と他の一は、制度の罪が齎した結果だと思つた。第一内里部落の小作人に心から強い要求を叫び出したのには何と謂つても梨樹の降雹被害が激甚であつた事であつたと思ふ、何となれば梨樹栽培は同部落小作人の唯一の副業であつて、而も之の副業に依つて年々少なからぬ収益を擧げて居る。現に有智郷梨と謂へば京都市附近の市場では相當の聲價を博して居るのだが、ソレがほとんど收穫皆無に等しい程落下されてしまつた事は小作人の落膽は並大抵ではない、小作人としては米麥作が大減收を來して居るのにかゝらず梨樹か之の慘害を受けた事は、之れに要したる生産費までも大減收せる米麥生産より償はなければならぬ事となるを以つて此の事が痛く小作人の頭を刺撃したのであつた。此の悲哀の鋒先は正比例して地主に向けられたのであるから小作人としては常免處の騒ぎ

ではない、最早ソ一謂ふ事は小作人の眼中にはなかつたかも知れない。ソコが本部落小作争議の原因の特色ある處であつて本業と副業とが同時に天災の支配を受くべき状態の下に農業が經營されて居る事がソレである、元來副業なるものは本業を補佐すべき性質のものなる事を原則とするが故に本業と同一の天災を受くべき副業は餘程考へ物だと思ふ、がソ一謂ふ危険なる農業を經營して居るが故に、此の事が争議を一層激烈ならしめた一の動機ともなつて居る。

他の一は即ち常免制度であつて、之は吾農村に間々ある例ではあるが、之れは根本に於て封建の遺物とでも謂ふべきものであつて到底今日の社會思想や經濟組織から批判して決して策の得た方法ではないかと思ふ。何故かなれば小作争議上に顯れたる小作人の心理状態を観れば、吾國小作争議の大體の原因は歸する處分配上の問題となつて居るが、然し小作人も徹頭徹尾數量の分配を固持して進んで居るのではないかの様

に感せられる、やはりソノ間感情の問題が大分關係して居るらしく、自覺したる地主が自發的に小作人優遇の舉に出でたる場合は小作人に多大の好感を與へて數量は第二の問題として解決されて居る場合が多々ある例に徴すれば先づ感情の融和と云ふ事が是非なければならぬ事だと思ふ。此の點より推論すれば、恩惠的の常免制に比して適當の小作料を設定し凶作の際には臨機應變に適宜の輕減を斷行するか、或はたとへ常免制になすと雖ソノ減額見込額だけは隨時蓄積して凶作に備へる方法即ち備荒貯蓄等の方法を講ずるを以て策の得た手數ではないかと思ふ。

時勢の趨向は一般に無産階級の擁護が叫ばれて居る際、封建の遺物みたいな而も古筆筒の中から引き出して來た常免制度の契約書を楯として小作人と争ふが如きは賢明なる地主の態度ではあるまい。元々小作人等の叫びには一片の同情すべき理由が伏在して居るのであるから、一概に之れを却くべきものでないかの様に感せられる。余は

内里部落の地主が常免制度のある事に氣付く以前に一先づ時代に對する自覺と理解とに氣付いて居たなれば、同地の小作人は勿論地主と共に幸福であつたに違ひないとも思つた、現に同地の小作人の要求額を見れば、争議が長月日に涉りたる結果ソノ間小作人の思想も随分惡化して來たので、従つて減額歩合も當初の要求額に比して遙かに高率になつて居るではないか。之れを以つてしても争議を繼續さす事は小作人は素より地主双方共に不利益である事が知れる。

内里部落の小作争議に於て小作人側は要求貫徹まで、脱穀作業に取りかゝらなかつたのは小作人の態度が、餘程眞剣であつた事を窺ふ事が出来るが、之れと共に過去に於ける小作問題がソノ都度嘆願的であつたのに比すれば確かに現代思想の影響が吾農村にも浸潤して居る事の一端を窺ふ事が出来る。

綴喜郡に隣接して相樂郡と云ふのが、本郡は當時京都府下に於て降雹の被害が

最も激甚であつて地方で、就中相樂村の如きは全耕地二百三十町歩の内收穫皆無に歸した面積が六十町歩にも及んだと云ふのであるから、之れ丈けでも農民苦痛の程度を察せられる理である、相樂村もコ一謂ふ事からして一時小作爭議が擡頭して双方の間に可なり複雑な経緯を生じて來たが、中に某部落は頗る激烈な爭議を現出する事となつた。

何處の爭議地を観ても、ソコには必ず歴史的とも謂ふべき永い間の因襲關係が伏在して居る事を發見する事が出来るが此處に云わんとする一部落もソノ例に洩れず、地主小作間に掟米の高率と云ふ溝渠が古い前から生じて居たので小作人の間には何時も不平勝ではあつたが兎や角今日まで其の儘耕作に従事する事として居た。掟米の高率な原因を質せば、何時も地主攻撃の様ではあるが、同部落の地主は小作人を替へる毎に何時も何程か宛掟米を増徴して居たのであるから之れを他部落のソレに比する時

は遙かに高率になつて居る。故に同部落の小作人にはコノ考へが始終胸の中に沸いて居るので、今回の天災に際して減額を要求するにしても、他部落と同一歩合では中々承知せない、否小作人としては此の好機會逸す可からずとして、根本的に永久に掟米の減額を地主に迫つたのである、何れかと謂へば小作人の腦裡にも現代思想の流れが幾分にも注入されて居るので、ソノ運動の方法や、要求条件やは氣弱い地主にとりては頗る脅威であつたかも知れない。然し之れに對して地主側の態度も鞏固であつたが爲めに小作人側の示威運動は恰かも都市に於ける勞働爭議と彷彿たるものがあつたのである。

内里部落の地主が常免を楯として小作人に對抗した事も相樂村の地主が何等確固たる理由なく只單に土地の拂抵よりして掟米の漸騰を企及したるが如きも之等は共に、現代に處する地主としては充分の考慮を巡らさなくてはならない事だと思ふが、之れ

に反し小作人が確固たる理由なくして單に群衆心理に支配されて争議を徒らに醸生するが如き事も愼まなければならぬ事だと思ふ。小作人はソノ境遇と因襲からして地主に對して一種の依頼心を有して居るものが甚だ多い、又ソノ心理状態は極めて低級なる旋動に乗せられ易い性質を有して居るが故に、争議の原因が必ずしも地主の無自覺にありと斷言する事の出来ない場合もあり、或は小作人の輕舉より争議を益々紛叫せしむる場合もあるが、概して争議を醸生せしめたる殺那の動機に於ては小作人側に餘程同情すべき理由が伏在して居る事を知る事が出来る。故に此後の地主は此の點に餘程の考慮を費して先見の明を以つて小作人より先んせられない方法を講ずるが肝要であると思ふ。内里郡落に於ても或は相樂村の一部落に於ても之等は一例ではあるが小作人の境遇より察すれば、小作人としては當然叫ばなければならぬ特種の理由を有して居る、換言すれば之等の部落には歴史的因襲の弊に陥つて居る。

比較的自覺の遅き、理解に鋭き農村に於て、小作制度ソノものを嚴正に批判したならば現代社會組織に照して、餘程矛盾した制度がソノ儘今日まで繼續されて居るものが數多ありはすまいか。聞く處に依れば愛知縣下では、小作料の公平を期する爲當局に於ては、事實と對照して淀米の改正を奨励しつゝあるが如き、或は岐阜縣下に於ては小作争議の傾向が、或一面に於ては制度の改廢に向けられつゝある事實は此の間の事情を雄辨に證明して居るのであつて、此後小作争議を未然に防止せんとするには必ず地主は卒先して此等の如き歴史的禍根あるものに對しては勉めて改廢を斷行せなくてはならない事だと思ふ。

六、地主の言葉

吾々農政方面に着眼して居る者では、岐阜縣と謂へば、アノ小作爭議の本場か？と聯想する位ひ岐阜縣の小作爭議は天下周知の事實となつて居るが、實際縣下の小作爭議を調査して見れば随分参考となる事もあり、又一面に於ては奇態な現象だナト首肯せしめる點もあるので、吾々視察者をしておのずと興味がらせる事がある。

縣下揖斐郡の小作爭議は随分古い歴史を有して居るので余も多大の豫感を以つて先づ本郡に足を踏み入るゝ事とした。最初に揖斐郡八幡村の小作爭議の経過を観る事としたが、解決の方法が餘程振つて居るので一時大分話題にも上つて居た様子である。同地の一地主は予の質問に對してコト語つて呉れた。

ヤ、小作爭議の調査で農村行脚中ですつて、ソレは中々の御熱心ですネ。だが調査中には随分事變つた事もあるでしやう。此の村の小作爭議も一時は随分激しかつたのですか、イヤ實は吾々も小作人からとんと虐められたのです、剩へ世間の風評は

地主は無自覺だ、慾張り地主だ、等とほとんど聞くに堪へない位批評を受けました。然し御聞き下さい地主にはやはり地主として相當の主張がありますものネ。

此の二三年と云ふものは地主としては厄年でせう、天災が矢續きにやつて來ましたのと、又一は世間の風情が變化して來ましたので、小作人は随分酷ひ要求を持ちかけます、ソレが只單に群衆心理の勢で掟米の減額を持ち込みますものネ、吾々地主としては天災の事ですから、根つから斷然之れを拒絶する意志は無かつたのですが、双方の意志の懸隔が甚だしいので仲々交渉が纏りません、ソレなれば小作人は益々氣勢を擧げて來るものですから、とんと折衷案を見出す事が出來なくなつて遂には、デレンマに陥つてしまふのです、コト謂ふ事からして一時は中々激烈な爭議が繼續された譯です。

元々八幡村では古い時代から小作爭議の起つた記録が残されて居ます、ソレですネ、今から百四五十年も以前の事でした、此の村が志賀良岐藩の所領の折起つた事柄です

當時志賀良岐藩では千五百石位の石高ある村だったソーですが、ソノ際八人の大地主があつたのみで他は大部分小作人であつた様です、ソノ時代の地主小作人の生活状態を参考までに申し述べますれば、地主の家には二室が許されて、衣食の上から申しましても贅澤な生活をして居ました、一方小作人の家には何程の家族が居つても一室以上を許されなかつたのです、而もソノ生活状態は地主に比して較べにもならない位悲惨なもので、一例を申しますれば小作人の家には疊も無い位で恰かも牛馬同様の生活を營んで居た様です、處か當時の小作人はあまりの虐待に堪へ兼ねて遂に志賀良岐藩へ直訴する事となつたソーです、此れか小作爭議の導火線となつた譯ですが、當時の小作人の考へは今日のソレとは甚だ異つて居たものと見へまして當時小作人の採つた態度は藩に直訴して石高の増加を願つたのですネー、此の點は今日の思想から推しまして到底理解の着かない處だと思ひますが、當時の小作人が掟米の減額を地主に要求

する手段を措いて返つて石高の増加を藩主に直訴するが如きは確かに封建制度の反映だと思ひます。志賀良岐藩は小作人等の熱心な運動に動かされて一應検見役を差遣して實際の状況を検査する事となつたのです、がソノ結果石高の増加を斷行する事は出來ないと申し渡しました。けれ共小作人等の地主に對する反感熱は頗る昂まつて居ますので、検見役の後を追ふて取絶つて嘆願しました結果、遂に致し方なく石高三千石に倍加する事となつたソーです。

聞いて下さいソレが今日の制度であつたなら此んな矛盾した事は到底出來ない相談だと思ひますがソコが確かに制度の罪ですな、此處に於て三千石に倍加された地主連は、此れでは到底生活の出來ない事は判り切つた話で八人の地主の内一人倒れ二人倒れ倒頭七人までの地主は之の誅求に堪へ兼ねて破産して終まつたのです。サーそ一なれば、小作人の運動は效を奏した譯で、地主の破産した事に就ては多數の小作人は

手を拍つて喜んだ事と思ひます、然し地主が破産した事からしてソノ累は贖面に小作人の頭上に懸つた譯です、即ち地主がドン／＼破産して來ますれば之れにつれて小作人が打撃を蒙る事は吾國農業組織から申しまして決して不思議な事ではありません、ソノ謂ふ次第で此の村の小作人も間接に打撃を受ける事になりましたので、八幡村では地主が破産する小作人が苦しむと困つた現象になつて來ました。御笑ひ下さるかも知れませぬが此の村では百四五十年以前にはソんな一風變つた謂は、小作爭議の類が起つて居たのです。

ソノ次が明治二十二年頃起つて居ます、當時は天災の爲め農作物の大減收を來したのが原因となつて居る様ですが、此の際小作人は二割減の要求を地主に迫つたので、けれ共地主は五分減を主張して一步も引かなかつた爲め問題が紛叫して來ましたので小作人は青田の儘を地主に返還する事となつたのです、ソコで地主もやむを得ず

最後の手段として農具や人夫を用意をして收穫や調製の手段を採る事となつたのです。處が小作人側はソコまでも豫期して居なかつたものと見へまして遂に讓歩して地主の主張通り五分減を以つて承認する事となつたのです。

此等の過去の事柄を調べて見ますれば随分奇態な現象があります、實を申し上げますれば過去に於ける地主の有様は總ての點に幸福であつたと謂わなくてはなりません、イヤ全くです、私もソノ謂ふ時代に地主として生れて居たなれば實際神に感謝したい位ひ喜しかつたのでせうが、今日では地主小作間の軋礫と謂つたら全で御話しにならない位五月蠅い經緯を生んで居ますので、地主は自分の持つて居る土地の爲めに返つて泣かされて居るのです。……

「ソレでは一層の事土地の解放を斷行しては如何です、土地の社會化と謂ふ事は社會政策上の見地から申しまして至極結構だと思ひます、今日の地主は泣いてまで、

苦しんでも土地に戀々たるものでせうか？」突然の横槍に地主も面喰つたと見へて、直ちに話頭を轉じて早口で話し立てた。

イヤそれなれば最近の小作争議の原因を少々御話し聞かせませう。

第一に擧げなければならぬ事は都市に於ける労働運動の影響ですナ、此は小作人の心理状態に案外刺撃を興へて居る様です。一時吾國商工業の殷盛を極めて居た際の労働者の景氣と謂つたら素張らしいもので、ソノ威勢に對しては小作人も多少嫉け氣味となつたものと見へましてソレ以來と謂ふものは小作人の態度が何かに付けて地主を呪咀する氣味合ひになつたのです、謂はゞ都市に於ける労働運動の状態を見聞してソノ群衆心理の有様を模倣して農民運動を起さんとしつゝあるのが一の原因となつて居ます。

次に小作人の頭が幾分打算的になつて來た爲め商工業の収益と小作農の収益とを比

較する様になつて來た事です、此の村から一里計りの處に赤坂町がありますが、ソコは大理石や石灰石の産地で多數の労働者が働いて居ます、現に此の村からも連搬夫として出役して居る者がありますが、此等は日々參圓——五圓の收入を擧げて居ますので、従つて不相應な生活を見せて居ますのに小作人の収益と來たら比較にもならない位ひなので、實は嫉け氣味になるのも無理はありません。

次は農村の青年子女が近年著く都會熱に犯かされて來たのです、誰しも利益の無いあまり好ましからぬ農業労働に從來する事はよい氣持ちにはなれませぬが、殊に青年男女は此感念が濃厚なのですから工女となる者や職工となる者共が逐年増加して參りました、コ一なれば農村に残るものは老人や子供となりますので以前一町耕作して居たものが七反に減ずると云ふ具合になりますから耕地の餘剰は必然の結果となります次に地主が頑固で時勢の趨向を理解し得ないのも一原因でせう、今日では小作人の

頭も大分進んで居ますので、此の際地主のみが依然頑固で専制的であるとすれば屹度意見の衝突を來す事は數の免れない話です。

が然し小作人の生活が向上して來たのも確かな原因をなして居ます、早い話しが、小學校の生徒を見ても判ります、一例を申しますれば昔では地主の子供と小作人の子供は服装の點から申しまして一見區別する事が出來て居ましたのに今日では中々ソトではありません、ソレかと申しまして地主の子供が絹物以上の着物を着る事は出來ませんものネ、……又冠婚葬祭等に於ても現在では吾々地主の者が却つて恥入る位ひですから此等を以つてしましても小作人の生活程度が甚だしく向上して來た事を知る事が出來ます、吾々は小作人の生活向上を嫌ふものではありません無論喜ばしい現象だと思ひますが分度を越へて行きますと收支が償ひませんので家計が困難となりまして、ソノ餘波が地主に向けられる傾向があります。地主も實際の處迷惑な譯です。

次に此の地方では大正七年以來屢々天災の爲めに不作が續いて居ますが、之れがマ一直接の導火線となつて居ます。こう謂ふ事柄が此の地方での小作爭議の原因となつて居る様です、私は此後の小作問題は無論地主の自覺に依つて解決せなければならぬ事柄が多々ある事と存じますが之れと共に小作人も相當自重せなくてはならない事だと思ひます。何故かなれば此點に就ては小作爭議の有様を御聞かせ致しますればおのずと御判りの事だと思ひますから概略を御話し致します。

先づ小作人の作戰計劃から申しますれば、彼等は地主の氣付かない間にチャんと連判狀を取つて小作組合を組織して居るのです、之等は連名で公正證書の登記を履んで居ますが規則の内容は極秘に附して居ますので、よくは承知しませんが、仄聞する處に依りますれば組合員で裏切つた者や無斷で脱會した者は多額の違約金を徴收する事や地主が小作田を引き上げた際は他の小作人はソノ田地を耕作せない事等が先づ主な

る着眼點の様です従つて小作組合の團結は頗る鞏固で到底吾々地主會の及ぶ處ではありません。又運動の方法から申しましても、小作人は多數勢を成して地主の家庭訪問をやつて頗る過激々間敷い示威運動を續けました、殊に何處も同じ事で地主團の中には灰色の地主や弱腰の地主が必ずあるものですから此等に對しては殊更力を注いで掛りますので、他の地主も之れが爲めに小作人からベテンに掛けられる事が屢々あります、たとへば何々地主は最早吾々の要求を容れて呉れたのに貴殿丈け容れられない道理は無い、等と申して來ますので地主も此等の手段にはとんと參つてしまひます。然も小作人の集合にはソノ都度寺の鐘を打ち鳴らして氣勢を昂げますので吾々は何だか勞農治下の露西亞の地主を聯想せしめまして思はずゾツとします。當時小作人の間には金肥よりも鐘肥の方が餘程効果がある等と放言して居た位ですからソレ丈けでも當時の凄慘な有様を知る事が出来るでせう。然しソノ云ふ間にもあなたは私が地主であ

る事からして私の話を充分御信じないかも知れません、又私の話した事實を六分に觀て居られるかも知れませんが然し公平な處を申しますれば小作爭議を起した罪は地主のみではありません、小作人も相當負擔せなければならぬ事柄だと思ひます。「全くです」、……私は口を切つて地主の反省を求めた。貴郎は自分の小作人と争つて責任のユズリ合ひを言われて居る様ですが、一體地主と小作人は何と謂つても親子の間柄ではありませんか、親が子と争つてソノ責任を子に負わせる等とは少々聞へない話です、私の考へでは貴郎方親子の争ひは結局蝸牛角上の争ひであつて争ふ程双方共に不利益であると思ひますが、ソんな事には御氣付きはありませんか、無論爭議の責任は一部は小作人にも在りませう、けれ共小作人は一足踏み誤れば背後には直ちに生動的脅威と謂ふ恐ろしい惡魔が佇んで居ますからネ……

「成程小作人も今日の農業經濟では立ち行きが困難でせう、だが地主も土地に對する

負擔の加重にはホト／＼弱されて居る現状ですもの……

地主は少々昂奮の態らしく兩腕を組んで何事か思案する模様であつた。

「然し!!……」私は力強く地主の反省を促して謂つた。

私は斯様思ひます、小作問題は地主のみの問題でもなければ小作人のみの問題でもありません、換言すれば農民全體の問題だと思ひます、が實際今日吾國農民は上下を擧つて行き詰つて居る態です、ソレでせう、私は全くソレ信じて居ますが？ 然しこの窮境を脱せんが爲めには差當り農民の政治的自覺に依つて國家に保護を要求する必要がありはせぬかと思ひます、而もソレが爲めには地主の奮起が先決問題だと思ひますが今日の地主は果してソレ謂ふ點に自覺を持つて居るのでせうか、ドーでせう、若しそう謂ふ事にでもなればソレは地主自身の爲めでもあり、伸びては小作人の爲になつて小作爭議も或點までの緩和は出来る筈だと思ひますが？……

「同感です、今までの農民はあまりに力がなかつたのです、今日吾國農民があらゆる點に苦まなければならぬのも全く之れが爲めです。端的に一例を申し述べますれば昔の農村には豊年等にでも際會しますれば、鬼の首でも取つたかの様に、豊年踊等してソレは／＼盛んに祝つたものですが、近來の豊年は全く之れに反して豊年の爲めに返つて苦まなければならぬ境遇に置かれて居ますものネ、農民が豊年の悲哀を感ずとは何たる矛盾な事です、然し之れも全く農民に政治的能力の欠けて居る一の證據でせう、兎に角に現在の地主は今迄通りの考へでは駄目です、御説の通り地主もやはり行き詰つて居ます、此際何等か最善の方法を見出して進まなければならぬ立場となつて居ます。だが然し本縣等でも小作爭議を経験して以來地主が幾分を自作する傾向にある事は一面地主が農業の苦を體驗する上に於ても相當好果を齎す事と信じます、之れと共に今日までの地主は土地を賣却する事を一の恥辱と考へて居たものが、

漸次土地開放の機運に向ひつゝある事も土地の社會化政策上好都合かと思ひます。

「左様ですか、ソレは全く地主の自覺の結果だと思ひますが、斯様にして今日の地主が理解ある行動に出ずる事は至極結構だと思ひます。」

「イヤ、それが地主としての本當の途であつたかも知れませんが、實は今までの地主は此の踏むべき道に盲目であつた爲め、始終小作人等より嫉視され怨嗟の的となつて居たかも知れませんが、多分ソレだと遅蒔きながらも氣が付いた譯です。」

「サ―其處です、今日の地主が其の點に氣付かなかつたと謂ふ事が地主の無自覺を云々される唯一の理由なのでせう。實を申せば小作人の方が先に醒めたのですね、ソレと云ふのも小作人の生活が、地主よりもモツと／＼逼迫の儘今日まで引き摺られて來た一の證據だと思ひます、謂はゞ今日の小作人は社會のドン底に彷徨して、自由のない、平和のない生活を送つて居たのが、時勢の衝動に刺撃されて、吾々も人間だ!!

と謂ふ考へが芽して來た結果だと思ひます。私は今日の小作爭議を見て、小作人の要求は或は當然な成行きかとも思ひます。だから此際地主が尙も時勢を理解する事が出來なかつたなれば、ソレは地主自らの態度が自己の地位を破壊する動機となりはせぬかとも信じます、此後の地主は自己が今日まで固持して來た特權を放棄して小作人に人格を附與するの手段を講ずる事が何よりも佳い事柄ではないかと思ひます。

「御説尤もです……」地主は余の勸説に感じたらしく、稍伏し目に沈黙を守つたが、兩手を握り合せて又語り出した。

それでは、折角遠方の處御出で下さつたのですから、御土産話として本村に報徳會長が小作爭議を仲裁した美談がありますので御話する事に致しませう。最も小作爭議解決上に婦人の力が加わつた事は他にあまり例がない様ですから、……地主は膝を組み直して語り出した。

此の村に竹中壽一と云ふ篤志家が居りましてネ、ソノ年輩は四十五六歳位だと思ひますが、一時此の近邊では、大正の高山彦九郎だと云つて評判した位です、氏は日露戦争にも従軍して殊勲を樹てたと云ふ在郷軍人ですが、輓近小作爭議の發生を痛く慷慨して居まして若しも此の趨勢が全國に波及したなれば、此れこそ吾が國體を誤る第一歩だと申しまして、國體論からして高山彦九郎式に小作人を説破する事に勉めたのであります、けれ共最初の中は小作人も中々耳を籍しません、返つて氏を奇人狂人扱ひにする位でした、ソコで氏は寺の住職や有志家と相謀つて調停の勞を採る事としましたが中々動じない、斯くする内福島縣の岡部宗城師が參られて、説教されました時言偶々思想問題に及んで、勞資協調の必要を力説されたのに頗る共鳴したらしく三日間師に就いてこの問題を研究したソノです、ソレ以來竹中氏の態度は頗る鞏固となりまして如何なる難關があらふとも自分は國家の爲めに小作爭議の解決をせなければなら

らないと、例の熱血味を示したのですネ、ソコで氏は斷乎として決心の臍を固めました。自分は日露戦役に従軍した者で一度は陛下に身を獻げた者である、ソレが幸ひに今日まで生を續けて居ると雖も、然し之は最早なき身と同然である、此上は一身を犠牲に供して(無論財産全部をも提供する積りであつたソノです)爭議の調停に任ずる覺悟を決めたソノです。然し夫れが爲には家族や家業に後患のない事とせなければならぬ、ソノ爲には是非妻の諒解を求めらるる必要を感じて一夜妻に對して懇々事情を打ち明けて家業の事から子供の養育迄總てを妻に一任する事を申し付けたのです、妻も一時は當惑して、到底可弱い女の腕でソレ迄の大任を盡す事は出来ない事を告白したが、氏の決心は遂に妻の胸に徹して遂に夫の爲に後事を引き受ける事となつたソノです、尤も妻は地方で賢婦と云つて宜敷い位氣丈けな女ですから一度引き受けた以上は所謂女の一念ですネ、遂に此一念が實は竹中氏の態度に背水の陣を敷いた譯ですが伸びて

は争議の仲裁が出来た譯です。ソレからの竹中氏の運動と謂つたら全で熱狂的ですネ。氏は先づ小作組合を解散する事が先決問題だと思つて、ソレが爲めには組合の牛耳を握つて居る者を説破せなければならぬと決めて組合の主腦者某氏に涉りを懸けたのです、其の又交渉の方法が頗る振つて居ます。氏は某氏に對して自分の耕作馬時價二百八十圓位のを百八十圓にて捨賣りする事を約束したのです、而もソノ代償として自分の要求を容れて小作組合を解散して余と同一歩調を採つて呉れと申し込んだのです、けれ共相手は小作側の委員ときて居ますから即座にソノ要求を一蹴してしまつたのです、ソコで氏は愈々決心を堅めた上熟々思つた、自分の財産は時價に見積れば約一萬圓位にはなる、此の金さへあれば小作人の組合脱退違約金一人三百圓として約三十人は買収する事が出来る譯だとして聊かも落膽する事なく、益々勇を鼓して例の國體論を以つて某主腦者に對して、數日間晝夜の別なく説破する事に勉めたソ一です、

彼の態度は頗る熱狂し切つて居たものと見へて、熱涙滂沱として疊を叩いて勸説したが愈々動じない、最後の日にはスゴく雨の夜中に妻の寢床へ歸つて來たソ一です。妻は事情を知るか知らぬか數人の子供と共に寢に就いて居たのですが、氏も床には就いたものゝ涙の爲め双眼を膨らして何だか寢就かない態度に妻がソノ理由を聞くと、氏は頗る悲觀の態で今日までの一伍一骨をすつかり妻に明かしたソ一です、ソコで妻は決然として、先日夫と約束した事を物語つて、夫の不甲斐なさを苛つたのです、ソコで、熱血的な氏は妻のソノ激勵に痛く感奮したらしく眞夜中に再び床を蹴つて某氏の宅を訪問して死を契つて最後の談判を持ち込んだ處、如何に頑固な某氏も此の上は拒絶するの辭なく遂に氏の言に従ふ事となつたのです、此の時の竹中氏が喜悅の態と謂つたら、ほとんど狂せん計りだつたソ一ですが、氏が同家を辭して自宅へ歸つた折は午前三時頃にもなつて居たとかですが、氏の妻は門前に佇んで氏の歸來を待ち受け

て思案して居たソ一です處が此の報を聞いて夫婦共只落涙の儘交す言葉も出来なかつたと云ふ事です。ソレまでの竹中氏の苦心と云つたら一通りではなかつたが氏は此の運動を開始して以來五升位の涙を流したのだ等と告白して居た位です。

竹中氏は斯の如き苦心を以つてやうやく某主腦者を説破する事が出来ましたが此處に於て某氏は部下の者數名を卒つて、竹中氏の主唱する報徳會に入會する事となりました。ソレ以來は漸次入會者が出来まして豫定の三十名近くにまで達しましたので、此處に上八幡同志報徳會が設置されまして盛大なる發會式が舉行されたのです、此れと共に小作組合なるものも散解する事となりまして地主小作兩者の協調が整ふ事となりました。處がです、大正十年には又々天災の爲め全國的に大不作が襲來しましたから地主側も幾分心配致しまして、調停役を報徳會長である竹中氏に依頼する事と致しました、氏はソノ責任の重大なる事に一時當惑した態でしたが、之れを快諾されて早

速自分の稻田を坪刈して實收額を調べ又二三他人の土地にも坪刈を試みて調査した結果當年は四割減の不作である事の確證を得ました、ソコで氏の發案で此の四割減收を地主のみに負擔せしむる事は公平でないと言ふ處から内一割五分は小作人の負擔する處として二割五分の減額を地主に要求する事としたのです、勿論報徳會の主旨が一般に徹底して居ますので小作人側もこの案に承知致しましたが地主側も案外要求額の僅少なのに實は驚いた位でした、此れも全く報徳會の設置された御蔭だと云ふ處で尙報徳會設立に對して五分を褒美する事を申し合せました結果十年度に於ては結局三割減を斷行する事と致しまして平和の裡に解決する事が出来ました。

回顧致しますれば以前の小作爭議は謂はゞ鳴物入りの大修羅が現出されて居たものですが、報徳會が設立されて以來は兩者の融和がとれまして双方共和衷遜讓とでも申しませうか？、ソ一謂ふ態度に變つて參りましたので、當年度では他村に參りますと

隣分激しい争議が勃發しましたのに此の村では前述の如き平和裡に解決する事が出来
ました。……

地主は恰かも我物の誇りの様に以上の事實を語つて呉れた。

余は熟々思つた、報徳會長か小作問題の調停に成功した、イヤそーではないだろー
報徳會の主旨が小作問題を解決して呉れたのではあるまいか、さすれば余が始終念頭
より離れない「農村改良上に於ける道德的意義如何」と謂ふ念頭に對しても一の解決
點が與へられたのだ、ソーだ余は昨年此の意味に於て某誌に一文を草して識者の批判
を乞ふた事があるから次章に轉載する事とせう。

七、農村教を説く

私は思ふ、信仰の下には必ず宗教があるのだと、然り私は確かにソー思ふ。釋尊の
固い信仰は佛教として現れたキリストの熱烈なる信仰は基督教として顯れた。獨り釋尊
やキリストに限らず日蓮の下には日蓮宗がある、弘法の下には眞言宗がある、と同じ
く人間各自の信仰の下にはソコに何等かの宗教がなくてはならない。私は氏の見地の
下に農村教を提稱するのである。

農村教とは何ぞ、即ち農民が農民としての人格を尊重してソノ使命に生きんとする
にはソコには何等かの信仰がなくてはならない、この信仰は自己を愛し農を愛する淵
源より發せなくてはならないのであつて、之れを換言すれば農民は農を以つて理想と
し之れを信仰せなくてはならないと云ふ事になる。ソーして農民がソコまで自覺し徹
底して純然たる農民觀を獲得する事が出来たなれば、農民としての全人格を體得する
事が出来て本當の農民となる事も出来れば又村民全體がソーなれば其處に模範村を建

設する事も出来る、結局私はこの意味に於て農民としての信仰の焦點を求むる爲めに農村教を説くのである。農村教は佛教のソレの如き經典は無い、基督教の如き聖書もない、けれ共此等コジ付けの經典や聖書の無い代りに農村と云ふ大なる事實がある、私は農民がこの大なる事實の前に跪拜して只管農民としての冥加幸福を祈らん事を切望するが、現在吾農村に於て此の意味に於ける農村教の信者が果して幾人あるのであらふか。

現在の如き物質萬能の世の中に於ては農民は蟻の甘きに付くが如く都會集中に忙殺されて居る。彼等農民は一面に於ては背に腹は替へられないと云ふ生活上の原因が伏在して居るかも知れないが、ソレ等の多くは未だ〳〵農村教の信仰が足りない浮氣者だとしか思われぬ、若し之等の者が本當に農村を以つて唯一の救主となす、と謂ふが如き固い信念があつたなれば穴勝都會でなければ生活が出来ないと謂ふ事もあるま

い。否々彼等は社會の墓地とも謂ふべき都會に走つて今更ながら田園美の憧憬に未練を残して居る者も少なくはあるまいと思ふ。私は之等の如き迷ひの行動を敢てするものや或は又ソ一謂ふ考へを以つて居る農民に對して安心立命の道を與へて眞面目に農民としての使命に自覺せしめんが爲めに農村教の信仰を御薦めしたい氣がする。

極樂は佛教信者の理想であり、天國は基督教徒の標語である、之れあるが爲めに之等信者は共〳〵之の理想と標語の下に信仰に依つて無限の歡喜を覺へて居るが、翻つて農民としての理想や標語は何であらふか、他でもない農村だ!!と私は力強く云ひたいのである、即ち農村教の信仰に依りて農村にソノ樂土を求めなければならぬ。さすれば都會集中と云ふが如き輕擧は出来ない註文ではあるまいか。

近來思想問題が大分影響して農村に地主對小作人の關係が從前の温情主義より脱して面白からぬ現象を呈して來た、甚だしい地方では兩者の衝突で流血の慘を見た處も

あり或は警察沙汰に上つた地方はザラに在る位で、ほとんど近來の農村は物騒なものである、が之れも結局兩者共に農村教の信仰が足りないからだと思ふ。若し地主も小作人も共に農村を以つて救主とするが如き信仰があつたならば双方共無理な要求も出来なければ、不解決なる鬭争も出来ない筈だのに小作人はト、の詰りは小作地返還とか農業放棄と云ふが如き最後の手段を控へて居るから無理な要求も出来るし、又一方地主も全で算盤地主だから小作人の人格を認むる等とは夢にも見ない譯で、双方共此んな風だからソノ争ひは蝸牛角上の争ひで、互に損こそあれ裨益する處は少ない、私はコー謂ふ農村に對しては一つ農村教の大傳導をやつて見たい氣がしてたまらない。

先年内務省より吾國三模範の一として推賞された千葉縣源村に於て左の如き美談があるから少し古めかしい話ではあるが、摘記して見やう。

或人が源村を視察してソノ感想談として話した一節に次の様な事がある。

源村で第一感心した事は村内の事情を何人に聞いて見てもソノ話しが總て一致して居る事であつて殊に或駄菓子屋に入つてソノ婆さんに源村の優良なる所以を聞いて見た處、ソノ婆さんの曰く、私は此の村が善いか悪いかソノ事に就て詳しい事は知りませんが、視察に御出でなる方が此の村は誠に佳い村だと御仰るので私の様な後生婆みたいな者でも粗末な事は出来ません……

と語つた處に感銘して此の村が眞の模範村である事を知つたと謂つたソノ事です。

斯の如く世間知らずの後生婆さんでさへ模範村に對する自覺を持つて居るとしたならば此の村の一般村民や名譽職に在る者等は尙更であるに違ひない。村民一般がソノ氣になつて居る以上村治の發達がドレ丈け進んで居るかは大概推察する事が出来ると思ふ。

之等の例は他にも幾多あるが、私の主張する農村教なるものは、實は此の一事が雄辯に物語つて居るのであつて前述した如く農民が農村を以つて理想とし之れを信仰すると云ふ事は言葉の上から申せば甚だ理窟つばい様ではあるが、之れを具體化したなれば源村の美談となつて、顯れて來るのである、即ち源村民は私の提稱する農村教の信者だと謂ふ事に歸結するのである。ソ一なれば農村教の信仰から生れて來る田園バラダイスは取も直さず、模範村ではあるまいか。

私はいつか某雜誌の中で或人の「農村を捨てた理由」と題する一文を讀んだソ一節に。

百姓しなければ死ぬと云ふ様な日が來ない限り、私は農業はしなかつてもりだ、あの馬鹿くさい百姓にはなる氣になれない。……云々。

と云ふ文句があつたが、尙之れと共に農村には娛樂のない事や都會の外面的美觀等が書きつらねてあつて農村生活者の滿腔の不平が訴へてあつた、私は之れを一讀して確かに慕都病者の好典型だと思つた、ソ一謂ふ考へをして居る者に限つて、農村は素より都會に於ても到底成功する見込はないと思ふ、之等は農村に居て農村教の猛烈なる反對者だ、呪咀者だ、之れでは本當の農民としての資格はない、横井博士の所謂農村蛆虫の類ではあるまいか、吾農村の一脅威となつて居る小作爭議も一は斯の如き蛆虫在るが爲めではあるまいか。農民はやはり農民としての自覺、農村信仰の念が無くはならない事を吳々も高唱したい。

尙私は最後に農村教の信條三ヶ條を發表して、普ねく農民に之れが信仰を喝仰する次第である。

信 條

一、吾等は農に生きる者なり。

農村教を説く

- 一、吾等は農を以つて理想とし之れを信仰せざるべからず。
- 一、吾等は農に依りて幸福を求めざるべからず。

八、K君との對話

岐阜縣揖斐郡清水村には本郡小作運動の重鎮K氏が居る、氏は未だ三十臺の青年としか見へないが、ソノ識見や抱負から推せば確かに吾國農民運動の先驅者の一に數へなければならぬ人物だと思ふ。宜なる哉一時は地方切つて小作人の神と謳歌された人物だソノである。

余が刺を以つて來意を告げると氏は微笑しながら一室に案内して呉れた。

「御地方の小作争議も随分激烈だつたソノですネ。……單刀直入的な余の皮切りにK

君は重みある口調で諄々と語り出した。

「ソノです、何分小作人には差當り生活的脅威の背影を有して居ますのでソノ運動も穴勝真劔たらざるを得ない譯です、昨日も大阪の某社會問題研究所の御方から來訪を受けまして唯今御別れした計です、以前も某教授が來訪されました種々調査されましたし随分彼方此方から來訪を受けます、が然し斯様にして小作問題が漸く社會問題として識者の間に研究的氣運が向つて來た事は何よりも結構な事だと思ひます。當地方の小作争議は一は指導者の私がシベリヤ歸りの在郷軍人だと云ふので一部の者よりは大分色眼鏡で睨まれました、だけど私だつて帝國の在郷軍人ですもの、ドーして赤化運動等をやりませう、私は現在盲目なる地主の下に虐げられて居る多數小作人の爲めに運動を開始したまでの事です。」

K氏は稍興奮の態を示して來たが、ソノ間過去の小作争議に於ける何物かを想起し

て居るらしかった。

御聞き下さい此の村は先年模範村として表彰される事になつて居たソ一ですが、村に小作組合が設立されて居る事が當局の忌弾に觸れてソレが沙汰止みになつたと云ふ内聞を聞きます、村當局や地主側では之れを非常に遺憾に思つてか彼等は村が模範村になれなかつたのは全く小作人の爲めだ等と申して始終吾々小作人に勝手な不平を申して居ます、處が一體模範村と謂ふものはソレ程有難いものでありませうか、否々地主共は多数の小作人の苦痛を他所に見て模範村とはあまり虫のよ過ぎる話ではないかと思ひます、けれ共斯様な噂が一時起つたものですから一時は此の小作組合に地主側を加入する事として一の農事改良團體と成して表面上體裁のよい團體となしましたがソ一なれば小作組合としての本來の精神が没却される譯で間もなく有名無實のものとなりまして以前通りの純然たる小作組合を設くる事に致しました。やはり此の村では

徹頭徹尾兩者の融和がとれないものと思われます。

今其の理由を申しますれば種々の事情が伏在して居りまして大分複雑した經緯を有つて居るのですが、要するに之れを一口に申しますれば多数の小作人が少数の地主の下に虐げられて居ると云ふ事に歸結します。

小作爭議の端緒は小作人が込米廢止を地主に迫つてからの事でした、岐阜縣下では妙な慣例がありまして、掬米には是非一俵に二升乃至三升の込米を附加致しまして地主へ納める習慣があります、吾々小作人はソノ込米なるものは何の意義があつてからの事かソレさへ判明しませんが、只從來の慣例上定額の込米を地主に納めて居たものです、處が先年縣令を以つて産米検査令が發布されましたが、ソレに依ると容量は四斗を以つて一俵となす事になりました、之れに就ては地主側の大反對がありました、遂に之れに決定された譯です、ソコで小作人側は此機會に從來の込米は當然廢止すべ

き事を地主に要求したのです、處が何れの農村も同じ事で慣例は一の不文律なのですから地主側も容易に之れを承諾して呉れません。先づこう謂ふ事から小作争議の焰は點火された譯ですが、吾々小作人としての本當の眞意は込米廢止位の事は枝葉の問題で眞の要求は根本的に込米の輕減を希望するにあつたのです、ソレが今まで此の要求は屢々地主に對してなされて居たものですが、今日までの小作人は態度が、甚だ弱腰であつた爲めにソノ都度失敗に歸して居たのです、御恥かしい話ですが、吾々が小作組合の牛耳を採つて居ても同様感じますが一體小作人の運動は頗る鞏固の様にありますが永く運動を繼續して居る間には段々熱が冷めて参りまして運動精神を忘却する様な事が屹度あります、ソノ爲め折角初めは脱兎の様な勢がありまして遂には自然消滅となる事や或は裏切者が出て滅茶ちやにされる場合が往々あります、故に此の破目に陥らない爲めには色々と思案致しました上句あけ私の考へ付いた事が此神社の興

新調問題なのです。此れは餘程以前から、氏神社の興を新調する事が議題に上つて居ましたが其れがソノ儘御流れとなつて居ましたので此の際ソノ問題を再燃する事と致しまして一面に於て小作争議を繼續する手段に供しました。勿論此れは宜くない事だとも思ひましたが此の問題を以つて小作運動の自然消滅となる様な事を防ぐ手段に供したのです。興の新調問題はソノ背後に小作問題が潜んで居ますので小作人側の要望が頗る猛烈で私等は神社總代の戸別訪問を行つて、氏子大會を行つて等して随分氣勢を擧げたものです、ソノ間には随分激しい經緯をも生みましたが遂に小作人側の運動が效を奏しまして立派な興を新調する事となりました、が之れと共に地主小作間の感情は彌が上にも疏隔しまして、小作争議が愈々複雑なる經緯を生む様になりました、地主側は小作人の要求は過大だ過激だ等と申しまして高壓手段にまで訴へて小作人を壓迫しますので吾々小作人側は隊伍をなして地主を訪問した事もあれば或は地主會議を包

圍した事もありました、兎に角地主が力を以つて來れば吾々は數を以つて之れに應ずる覺悟で示威運動を行つたのです。……ソ一申しますれば屹度ソレは過激だ穩當でないと思はれませうが、實際小作人はソコマでの自覺を餘義なくされて居るのです。之等の運動の方法や状態を詳細に申し述べますれば随分苦しい苦しい經驗を有つて居ます、又面白い挿話も幾多あります、現に私の首は〇〇附であつたソ一ですがソレを思えば恰かも革命當時に於ける支那の國狀の様にもあります、今から思ひますれば私も随分重寶な首を以つて生れて來たものだと思ひたくなる程です。斯様申しますれば此の地方に於ける小作人は如何なる理由と要求とを有つて居たかと云ふ不審を抱かれるのでせうからソノ事に就て思ひ就きの儘を御話しする事に致しませう。

此の村の或地主は以前はこんな慾張り方をして居ました、自分の小作田を全部丈量して居ますので、小作人は何の爲めの事かと不審がつて居ますと全で案外な事を言つ

て來るですネ、御聞き下さい丈量に依つて増歩を見積けた面積に對して掟米の増額を申し渡すのです、小作人としては寢耳に水全く驚かざるを得ない譯です、又或地主は吾々小作人が米作經濟から打算すればドーしても百姓では生活が出来ないから幾分でも掟米を軽減して呉れと嘆願しますれば、米作では損を見ても麥作や其他の裏作は全部御前達の物ではないか等と申してテンで容れて呉れません。何と謂ふ過酷な言葉でせう、只此れ丈けを申しても地主の態度の一般が推測される譯です、吾々の祖先は斯様な專制的な下に地主様と謂わせられて居たものでせうか、反面に於てはソ一云ふ地主專制の時代を經驗して居ますので此の村の掟は甚だ不統一になつて居ます、故に今日小作田を精密に調べて見ますれば、或小作地は甚だ割の好い事となつて居ますのに或小作地は極めて不利な掟米を納めて居ます、故に吾々小作人は此の開放題な掟米に對して衆目の承認する掟米に改正して頂きたいと申し出たのが一の原因なのです、現

小作問題の真相

在の様な掟米の不統一を眼前に見せつけられては、あまりヨイ氣にはなれませんが、此れと謂ふのも吾々の祖先が地主より勝手に申し付けられた掟米でもありませんか、ソレを其儘甘受する事はこれも時代錯誤の一ではないかと思ひます、試みに私の調査しました處に依りますれば實に左の通りの不統一が歴然として證明されるのです。

等級	地價	掟米額
一等	六六、一八	一石八七八
二等	六四、三八	一石八七五
三等	六三、五四	一石六七七
四等	六二、二二	一石八〇〇
五等	六〇、八七	一石七七〇
六等	五九、一一	一石八二七

K君との對話

七等	五七、三三	二石三一〇
八等	五五、五四	一石五九〇
九等	五三、八五	一石六七四
十等	五二、〇八	一石九〇八
十一等	四九、八五	一石五〇〇
十二等	四七、六四	一石五〇〇
十三等	四五、四二	一石三九八
十四等	四三、二三	一石五二七
十五等	四一、〇四	一石四二八
十六等	三六、七九	一石五〇〇
十七等	三六、六二	一石四八五

十八等	三三、三四	一石二一五
十九等	二七、七九	一石五〇〇
二十等	二一、四九	一石五三六
二十一等	一八、九八	一石三二一五
二十二等	一六、七二	一石三二五

此の表を御覽下されば地價と掬米とが甚だ不統一であると云ふ事が判明するでせう
勿論地價設定當時と今日とは、地形上や地質上の關係で幾分の相違を來して居る事
は、明かな事ですが、然し掬米が如斯き不統一の原因は此れ位の單調な事ではありま
せん、其の主なる原因は土地の拂底や地主の慾張りからの事です、ソコが吾々小作人
の最も力摺を入れて居る所でありまして、又此の事は早晚小作人の自覺に依りて是非
共叫ばなければならぬ點だと思ひます。即ち換言致しますれば、小作人の間に小作

田の爭奪と云ふのが、可なり激烈に行われて居た爲め漸次掬米が高騰されて、而も其
の間比較的移動の多かつた小作田は土地の良否にかゝわらず、屹度掬米が高騰されて
居るのです。吾々はこう云ふ事實を歴然と示されましたも、まだ鈍感である事は
ドーしても出來ないのであります。

掬米の不統一と云ふ事は、まだしもの事、當部落は根本に於て掬米が高率なのです、
其の證據には當部落と隣部落との掬米を比較しますれば直ちに判明する處です、成
程それには地形や地質等の關係もありませうが、概して當部落は掬米が高率である事
は衆目の一致して居る處です、現に此の部落の一等地が隣部落の四等田に匹敵して居
る位ですから此れが唯一の證據だと思ひます、小作人等は年來の經驗上土地に對する
掬米の輕重はよく承知して居ますので一度小作問題でも勃發致しますれば先づ此の點
に着眼して不平を揃へるのがきまりです。故に私は此の點に就て調査の歩を進めます

と意外にも兩部落の間に約一斗の差ある事を發見致しました、謂はゞ吾々小作人は、何年以前か判らない頃から普通田に於て一斗位ひを餘計に負擔して居るのです。そうなれば吾々は直ちに之れを數字の上に現してみたくなるものですが、此れを明治九年地價設定當時より大正八年(小作爭議發生當初)まで繼續して納めて居るものと假定致しまして、此處に一町歩を小作する農家があるとしませれば、ソノ農家は四十四年間に四十四石と云ふ掬米を隣部落の農家に比して餘計に納入した割合となりませ、今一石を二十五圓と假定致しますれば約千圓程の金額を餘計に納めた事となります、そう申しますれば小作人にとりて甚だ都合のよい言葉だと思われるか知れませぬが、實際その差額を年數と複利とを以つて算出致しますれば決して僅少な額ではありませぬ。こう云ふ事實が容赦なく小作人の胸中に沸き返りますので、小作人の念頭に一種の反抗心が起つて來るのも亦人情としてやむを得ない事かも知れませぬ。それかあら

ぬか小作人は地主を觀るに恰かも親の仇の如く、或は被奪掠者が奪掠者に向ふが如く一種の強い意氣を示したのであります。

又近頃自作農創定だ。小農保護だ等と大分識者爲政者の間に叫ばれて居る様ですが之れを吾農村の現實に照して見ますれば、此の言葉程無責任な裏切つた言葉はありませぬ、私は廣い範圍に於ては斷言は出來ませぬが、此の部落での事實を調べて見ますれば、實に次の様な數字が現れて居ます。

所有反別

明治五年

大正九年

土地を有せざる者

〇

四三

一反歩以下の所有者

三二

二五

三反歩 同

二三

一〇

五反歩 同

二三

九

小作問題の真相

七反歩	同	九	一〇
一町歩	同	一〇	四
二町歩	同	九	一
三町歩	同	六	四
五町歩	同	四	二
十町歩	同	〇	三
十町歩以上同		一	三

此の數字を御覽下されば、當部落に於ける貧富の趨勢が御判りになる事と存じます。實は此の通りの有様なのです、之れを以つて推しますれば最近五十年の間に土地を失くしたものが、斯の如くに増して居ます、その反面には土地兼併の魔の手は遺憾なく發揮されて居るのですが、此の事實の裡には小作階級の家庭には屹度血に泣か

された悲劇が幾多ある事と思ひます。農村に中産階級が減少して小作農階級が殖へる事や、大地主階級の數を増す事は決して悦ばしい現象ではありません、然し之の事柄が事實上現れて居るものとしたなれば、そこには小農階級の立つて行けない、又地主階級としては都合よい何等かの理由が伏在して居ると見なければならぬのです、サ一此處です、吾々が毎日汗と脂とを流して働いて居るのは、小作人自身の爲めではなくして、こうなれば、皆んな地主の爲めではないかと思われ、高い掬米を納めて而も之れを幾分にも不納でもすれば、早速借用證に書き換へられる、此の手にかゝれば、金利は晝夜の別なく複利を以つて殖へて行きますので、一反や二反位の土地では掠められる様にして地主の物になつてしまふのです。斯様な有様で、謂はゞ吾々は毎日苦勞して地主を養つて居る様なもので恰かも蜜蜂に於ける勞蜂の類ですナ。

「全く同感です、今日小作人の境遇が勞蜂の様に、一人の地主の爲めに總てを犠牲

にして苦勞せなければならぬ事は此の部落のみの例ではありません、それは吾國全體の小作人が體驗して居る例なのです、吾國の農事統計に據りますれば年々自作農階級と大地主階級とが漸増の趨勢を辿つて居ます、此れが即ち土地兼併の結果でありまして、吾農村の共通の病弊かと思ひます、而も之の病弊が農村に齎す處の結果は實に懼るべきものではないかと思ひます。」

「左様。祖先から頂いた土地を賣り飛ばさなくてはならない事は、農民にとりて如何程の苦痛だか知れませんが、農民から土地を放棄する事は總ての權利を放棄するのと同なのですから!! 現に農村に於て土地を失ひたる者程扱ひ難い者はありませんものネ、實際——と語尾に力を入れてK君は益々語り續けるのであつた。

斯様な有様ですから小作人は益々殖へて來ます、そうなれば何れの地方も同じ事で土地の争奪が付きものです、小作人等は生活の爲めにはどうしても土地の争奪をやら

なればならないのでした、地主は之の小作人等の謂はゞ血戦に乗じて不當の掟米をせしめるのです、謂はゞ漁夫の利を占めたのですネ、以前の小作人はこんな浮目を見ながらも地主を有難く思つて居たものでせうか。

次に私は掟米と云ふものは一體どんな意味合で、如何なる方法を以つて決定せられたものであるかを研究して見ました、所が驚くではありませんか、地主は全く吾々小作人の利益を壟斷して居る事を發見致しました。

抑も地價設定當時の米價は一俵貳圓と評價されて居たのです、之れを石に換算致しますれば五圓と云ふ事になります、當時地價百圓に就き掟米は一石六斗四升と云ふのが原則とされて居ました、此の原則は當時の事情から割り出した額だと思ひますが内五斗即ち之の價格貳圓五拾錢は地租として上納する事となつて居ます、即ち地價百圓に對する二分五厘と云ふ譯になります、尙五斗を以つて地方費及管理費に充つる事

としてあつたのです、故に地價百圓の地主で實際の収入は六斗四升でありまして地主は之れを以つて生活を營む事にしてあつたのです、處が今日の小作料は如何でせう、地價百圓に就て一石六斗四升處ではありません、前表を御覽下されば直ちに判明致しますが、今日では約倍額にも上つて居ます、勿論當時と今日とは租税も高率になつて居ますし、又その他の公課も殖へて居ますけれ共一石の價額を以つてすれば、今日でも地價百圓に對する租税公課を支拂つて敢て不足はありません、そうすれば吾々小作人は地主の生活費を支給する爲めにも多額の掬米を支拂つて居る事となります、結局吾々は働蜂の境遇に等しいではありませんか。

されば、小作人等は此の點に着眼して、地主に要求を持ち込みますと、地主は口癖の様に慥ふ謂ふのです、吾々の運動を目して甚だ危険視して居るのでせう、危険人物だ、過激分子だ等と申して居ます。けれ共吾々は何と中傷されても、そんな事は少しも意

に介しません、少數の地主のみが幸福を享けて多くの小作人等が苦しんで居る現状は決して平和な農村と謂ふ事は出来ずまい。殊に地主としては地價設定當時に比して土地の賣買價格は數倍にも達して居る、米價も達狀に騰貴して居る、只此れ丈けでも有難く思わなければならぬ事だと思ひます、それに小作人等の此の正常なる要求を却けて小作人等の苦痛を意に介せないとはそれこそ現代思想を解しない危険人物ではないかと思ひます。地主は宜しく小作人の人格を認めなくてはならない理由を存して居ります、それには掬米其物には慥んな意味が含まれて居ることをも承知して居ます。

此の地方で中年掬と申すものには一定額の掬米に五分を附加してあるのです、と謂ふのは一は小作人の能力が足りないのと一は當時の社會組織が不完全なものですから一朝凶作にでも遭遇した場合には、他に小作人保護の途が備はつてない爲め早速苦痛

を見なければならぬ。そこで地主自らの好意上定額の掬米に五分の附加がしてあるのです、此の五分の附加と云ふのは小作人から申しますれば所謂備荒貯蓄とでも申すべき性質のもので地主側から申しますれば小作人保護の意味合ひになります、故に地主は作柄によつて凶作にでも遭遇した場合には自ら進んで掬米を軽減又全免して小作人を保護せなければならぬ義務があるのです、吾々の祖先はそうまでして生活の保障を地主に願つて居たのです、それにもかゝらず今日の地主は掬米は全部吾物然として、一朝凶作の際に掬米の減額を申し出ますと恰かも地主の慈善的行爲かの如くに思つて居る者が大部分です、何と舊慣を無視した言語同断な話しではありませんか。現に此の部落では五分の加算になつて居ますが天災の多い地方へ参りますと補償の程度も大きくなるのですから一割も加算してある處もあります、又宅地に對しては二分の加算がしてありますが、之れも家庭の不幸等に備へんが爲めの手段だと思ひます。

此等の事實を綜合して考へますれば掬米に對しては小作保護の意味も幾分含蓄されて居る事と思ひます、が此の事が現在の地主には皆目判つて居りません。吾々小作人はこう謂ふ正當な理由を有して居ますので、地主の反省を促すべく運動した譯です、此れと共に私は最後に備荒貯蓄の事に就て地主に建築したのです、その方法は此麼です、小作人は従来より掬米の五分丈は余計に地主へ納入して居るのですから此れを兩者の間に有意義に利用する事は吾々も地主も共に祖先に對する勉めかと思ひますので、之れを現代的の方法を以つて一層の事その額丈けを備荒共同貯蓄として蓄積する方法です、そうすれば之れが一面小作人督勵の方法にもなりますれば兩者の感情を疏通せしむる手段ともなります、そうして此の方法を年々存續して行きますと、今日喧しく唱へられて居る自作農創定の資本にでもなりまして、兩者の協調を謀つて行く好個の手段かと思ひます。

一體吾國の小作人は經濟的の彈力性を有ちません、此の事は小作人に採りてどれ丈け生活上の脅威だが知れませんが、手近い例を申しますれば、差當り今日小作人の家庭に思わざる病人でも出來た際を豫想して下さい、その家庭は屹度生活の爲めには病人を犠牲に供さなければならぬ場合が出來ないとも限りません。先づ之等の脅威が小作人の感情を痛く刺撃して居ますので、或動機でも起りますれば小作人の運動はそれは／＼眞劍に實現される譯です。故に私が今申します備荒貯蓄の如きは是非地主の自覺に依つて小作人保護の爲めに講せられなくてはならない事だと思ひます。御覽下さい縣下の自覺せる地主の下には必ず此の種の方法が講せられて居ます、古諺にも窮鼠猫を嚙むと云ふ事がありますが、實際生活の爲めには手段は第二ですからナ……。」

「御説尤も同感致します、今日の小作人は何と謂つても虐げられて居ます、然し、此の悲況より脱れ出でんとするには只單に小作人が地主のみを相手にする計りでは到

底駄目だと思ひます、何是ならば地主階級もやはり、相當の困難を嘗めて居ますものネ、たとへば當地方では概して地價が高い様に思われますが、そうなれば結局地租の負擔も多くなる譯です。又地勢上から見ましても、本縣等は水利上や土木費等に相當の公課を負擔しなければならぬ事だと思ひますが之等は主として土地に對す負擔となつては居ないかと思ひます、そうなれば地主階級もやはり土地に對する負擔に苦しんで居る譯ですネ、だからして此の點は宜しく双方の理解と自覺とが必要かと思ひます。――

余は大膽にK君の反省を求めて尙言葉を續けた。

而も吾國現在の農業組織の下に於ては、地主小作間の關係が、極めて接近して居ますので、此の際地主が疲弊して小作人の裕福を希ふ事は出來ませんし、又地主も小作人を無視して居ては到底立つて行けません、それに今日では地主小作双方共苦境に沈

倫して居る状態ですから、小作争議も單に地主や小作人と謂ふ一方の問題ではなくして此は必ず農民の聯盟を以つて立たなくてはならない重大問題ではないかと思ひます、私は此の意味に於て吾國農民運動が一步進んで政治的方面に進展せん事を希望して居る譯ですがネ、何分國家に高等政策の樹立が備わらなかつたなれば、吾々農業者の努力も奮發もみんな椽の下の方持ちとなる計りですから。

「農民の政治的自覺は差迫つた問題だと思ひます、だが然し今日の農民はそれだけの自覺と練訓とを有たない事を遺憾に思ひます、實際の話しが、前回の總選舉の際には本郡小作組合は某候補者を擁立して逐鹿界に覇を争つたのです、聞いて下さい、成程當初の裡は反地主熱が旺盛だつたものですからその氣勢は頗る振つたものでした、然し投票期日が切迫すると共にその氣勢は段々殺かれました最後の血戦では見事に打ち破られた經驗を有つて居ます、最後の血戦とは何を意味するものでせう？ 御察下さい。

自覺と訓練の足りない小作人は終生憐れなものでせう。

K君は過去の政治運動の失敗を追想せるものゝ如く頭を垂れて稍伏目に余を眺めて居たが急に元氣付いた様に語つた。

「吾々小作人は國家に向つて運動を開始する前に先づ地主に鋒先を向けなければならぬ必然性を有して居ます、勿論地主の生活も裕福だと云ふ事は出来ませんが、共小作人の生活は一步を誤れば直に千仞の斷崖ですものネ、だから差當り生活の爲めには地主に向わなければなりません、小作人としては先づ／＼地主に對して要求する理由の數々を有して居ますものネ。

K君はあくまでも地主の態度に反感を有して居るものゝ如くその態度の總てを非難して居た。」

「それなれば小作人側の主張は生活の保障を地主に要求すると云ふ譯ですか？ 若し然

りとするれば、何も同一徹に苦しんで居る地主に向つて泣き面に蜂と云ふが如き小作争議を敢てするよりも、もう一步進めて國家の保護を叫んでは如何です。

余は嚴然として小作人の本音が何處にあるかを探索すべく問ひを發した。

「無論小作人が政治的に自覺して國家の保護を絶叫するのは必要でせう、その點は吾々小作人も存分に認めて居ます、けれ共吾々は前述せる通り地主の反省を求むべき理由の數々を有して居ますものネ、而も小作人は斯の如き理由の下に傳統的に虐げられて居たのです、けれ共其不合理な面も矛盾せる状態は、何れかの時代に何等の形式を以つて破烈すべき事は必然性かとも思ひます。處がです、其の時代が即ち現在ではないかと私は思つて居ます。小作争議が吾農村の至る處に頻發しつゝあるのは御覽なさい此れ唯一の證據ではありませんか。」

「然らば現在の小作人は地主に對して階級的に醒めて來たと云ふのですか？」

「然り。——K君は斷乎としてそう答へた。

余はK君の卒直なる返答に對して驚愕せずには居られなかつた。今日、小作争議の原因を質せばその間幾分階級闘争の意味の含蓄せられて居る事は承知して居たが、小作人の胸裡に斯の如く明確に意識せられて居やうとは思つて居なかつた、余が再三小作人の政治的自覺に言及したのに對して其都度煮へ切らない回答を繰返したのも道理であつて彼等が階級的に自覺して居るとすれば、小作人の言行が地主の態度の總てに對して非難攻撃に向ふ事も理の當然ではあるまいかと思つた。

余は熟々思つた、日比谷の政治的空氣が如何に濃厚であつても、之れが吾國民に及ぼす影響は何れ程であらふか、殊に今まで政治的に去勢せられて居た吾農民は此れに對して何れ丈の興味を感じて居るであらふか、K君の印象よりすれば小作人の政治的興味と謂ひ或は力に對してはあまりに多くを期待する事は出來ないが吾國現在の小

作運動は未だ其の範囲を出づる事が出来ないであらふか、小作人の自覺、それは今日の場合何れ丈けの權威を發揮する事が出来るであらふか、只單に小作爭議は地主と小作人とが互に争ふと云ふ丈けでは小作運動の獎來も慄然たらざるを得ない譯である。小作運動の獎來それは未だ〳〵余の念頭には疑問の儘抱藏されて居る。

九、小作爭議と地主の態度

過般吾國小作爭議地として、可なり有名な土地を巡訪して或は小作人と語り、地主に接し、或時は當局者を歴訪して親敷其實狀を探查するの機會を得た。その結果先づ痛切に直感した事は地主の無自覺乃至は頑迷と云ふ事であつたのだから此の點に就て聊か批判を加へんとす。

何れの地方へ參つても爭議を醸して居るのは一部地主と小作人との間に起つた問題が多いのであつて地主全體が小作人全部と争つて居る地方は極めて少ない様であつた。勿論爭議地に入つて見ると、地主も小作人も双方が組合を組織して表面上鞏固な團體を組織して居る様ではあるが、就中地主團體はその實鞏固でないものが甚だ多い、何となれば、爭議の結果は直接間接地主の不利益だと云ふ事を知つて居る地主は無意識に小作人の反感を買ふが如き愚舉には出でたくないと云ふ考へを持つて居る者が可なり多いからである。けれ共紛擾を重ねて、解決の着かない地方や、或は一時白熱的の爭議を演出した地方やは、そこには必ず頑迷無自覺なる地主の存在して居る事を目撃する事が出来る。此の點より推せば、小作爭議上に於ける地主の態度は頗る興味ある、而も意義ある問題であつて、結局小作爭議の大部分は地主の態度如何に依つて之れを緩和し或は末然に防止する事の出来る確信を得た。

たとえ、小作爭議地として最も有名な愛知縣鳴海町にしても、彼地に於ては地主の全體が、小作人と爭議を繼續して居るのではなくして、一部地主と小作人との間に紛擾を來したのが、遂に解決が着かなくなつて法律上の權利義務まで持ち出して互に争つて居るのであつて、今日では寧ろ、問題を誘起した經濟上の原因に比し、感情の衝突が一層濃厚となつて解決がつかない被目に陥つて居る。或は大坂府下山田村の一部落も同じ事で、之れも一部少數の地主と小作人との間の紛擾であつて決して地主全體と小作人とが争つて居る問題ではない。然も之等の例は至る處にあつて吾國小作爭議は、ほとんど之れと同一範圍だと云つて過言でないと思ふ、さすれば同一部落で、或地主は争ひ、或地主は難なく解決して居るとすれば、必ずそこには地主としての立場に矛盾があると見なければならぬ、何故かなれば、その場合甲地主は承諾して居るのに乙地主は不賛成處ではない、自己の名譽も地位も抛つてまでも小作人と争はな

ければならぬとしたなれば、それは第三者の立場より批判して決して策の得た地主の態度ではないかの様に感ずる。

然し之れには地主の立場として相當の理由があるのであつてたとへば數ヶ町村に亘つて自己の土地を所有して居る大地主等は一部落の掟米減額が伸びては自己の所有地全體の區域に亘つて影響を及ぼす事ともなれば些事たる一部落の減額要求からその蒙る打撃は實に莫大なものともならないにも限らない。故に此の場合地主としては小作地は返還されても、或は荒蕪しても強いて小作人と争わなければならない理由があるかも知れない、或は四國の或地主は祖先が決定した掟米に、*ビ*の入る様な事をしては先祖に對して相濟まないと云ふが如き前後の考へなき、謂はゞ頗る古典的な考へを以つて小作人の要求を拒絶して爭議を醸して居る地主もある、が之等はよく考へて見れば何れかと申せば小作人の人格を無視した、あまり賞でた態度ではないかの様に感じ

られる。

概して今日の小作慣行は地主側に頗る有利となつて居る所が頗る多い、殊に爭議地として有各は地方へ行つて、調査すれば、小作人は随分苛酷な下に農業を強いられて居る處が多い、それが今日までの吾國の状態はそれを御無理御尤もとして恰かも素町人が武士の面前にでも進んだかの様に大地主と謂へばほとんど大名の如き威嚴を示して居たのである、現に岐阜縣下には斯の如き他方が、ザラにあるのであつて、地主階級の者は小作人と同席するさへ好まぬと云ふ氣風が今日も尙現存して居る處がある、斯の如き歴史を有つて居る地主小作間に於て、その祖先が交した小作慣行なるものが地主の爲めに有利に出來て居る事は最早争われない事實であると謂わなくてはならない。謂はゞ今日の地主は祖先の恩惠を多とせなくてはならない、然も之等地主は今日の小作料なるものは全部地主の所得とすべきものだと思つて居る者も多い、勿論小作

料なるものは、地主の收得すべきものなる事に於ては違ひないが、而し小作料の設定には妙な經緯ある地方があつて、地主は之れを金利と同一意味に計算する事の出來ない地方が數多ある。何故かなれば、此處に一千圓の貸金あるものが、年一割の利息として年間一百圓の金利を收得するは、之れは當然な事柄だと思ふが、土地に投資したるもの、殊に祖先傳來の恩惠的世襲的とでも云ふべき土地に對して一反參俵の掟米あるものと假定すれば、その掟米に對しては此れを全部地主に收得せんとする考へを有して居る者が大部分あるが、之れ等は土地に對する歴史を無視した恥すべき事だと思ふ、換言すれば、小作慣行の起因を蹂躪した事柄だと思ふ、何故かなれば、一例を以つて示せば、前節に於ける玉君の告白通りに同地では中年掟に對しては毎年幾分を歩増して、之れを地主へ納入する事となつて居る、勿論之は小作人保護の意味合ひで決定されたものではあるが、吾國小作慣行中には之れに類したる例が數多あるのである

之等は凶作の際には地主は卒先して捻米の減額を斷行せなくてはならない事だと思ふ、故に今日の捻米なるものは金利と同一意味に解する事の出来ない地方が數多ありはせぬか。

或は又此んな例もある、吾國は統計の示す通り農家戸數の割合に耕地面積が僅少なものであるから一戸當り耕作反別は僅に一町歩位に過ぎない、故に之れでは到底經濟的に農業を經營して行く事は至つて困難であるから、小作地の爭奪が可なり甚だしく行われて居たのである、殊に交通不便な土地や他に収入の途なき農村或は又農業に熱心なる地方へ行けば随分とこの傾向が甚だしく、爲めに小作人は捻米の増額を謀つて小作地の爭奪を企てゝ居る位だから、斯の如き地方に在りては今昔の捻米を比較すれば、大分増徴されて居る傾がある、之れが爲めに小作人は知らず／＼の間に長い間苦痛を見ながらも農業に従事して居たのが、その不合理なる點に自覺し初めた小作人は、此

處に捻米の減額を要求する機運に向つたのである。

又吾國農家經濟の逼迫せるは久しい間の定論であるが、就中自作農階級の廢滅は歴然として現れて居る、故に吾農村には土地の移動が頻繁に行われて居るが、之等は大部分大地主の下に兼併されて居る、その反面に於ては土地を手放したる者はやはり従前の土地を耕作せんとする念の爲めには自ら捻米を平均以上は繰り上げて従前の土地に執着して居たのがその不合理に醒めて來たのが争議の一理由になつて居る地方が畿岐の一部にあつた。

之等の例を一々例擧する時は數限りはないが、兎に角、今日の小作料なるものは斯の如き歴史を踏んで、漸次高騰されて居るものが大部分であるが故にその小作料なるものは前述せるが如く金利と同一意味に解する事は出来ない理由が明確となつて來る。結局換言すれば今日の地主は祖先の恩惠的不合理なる遺利をその儘權利と誤認し

ては居ないか。

私は嘗て文豪ツルゲネーフの獵人日記を愛讀して居たがその一節に此んな事がある、面白い文句だから引例する事とせう。

「ですが、ルカペトロ非ツチさん」と私は雑多な話の中に彼に問ひ訊ねた。

「貴君の盛んだつた昔は随分面白いことがあつたでせうね？」

「そーですネ、面白い事もあるにはありましたネ」とオヴシアニコフが答へた。

「何しろ今日より暮しが樂で萬事がすつと裕かでしたから……」

中略。まあこんな工合であれが貴君のものになつて居るのです、まあ行つて百姓共

に訊ねて御覽なさい——あの地面の事を何と申して居ますか？

「撲られ土地」と言つております、撲つて取つたと云ふ譯ですネ、こんな譯ですから

手前共貧乏人はあんまり昔を有難いとも思ひませんですよ……(以下略)

此れはツルゲネーフが隷農制度を痛撃した獵人日記の一節を引例したまでの事です、最後に手前共貧乏人はあまり昔を有難く思ひませんよ、と云つたのは恰かも吾國小作人をして、今日の小作慣行にはあまりに有難く思つて居ません、と云つて居ると同然だとも思つた。余は岡山縣兒島灣の藤田組開墾地の小作農家の有様を視察した時一小作人は、吾々の生活状態は恰かも露國の農奴に等しいものです、と痛嘆した言葉聞いたが、地主對小作人即ちブルジョア對プロテタリアートの間には傳統的に矛盾が纏綿しては居ないかと思つた、それと共にその間には恐るべき險惡な思想の流れが蟠つては居ないかとも思つた。

兎に角地主小作間の利害得失を歴史的に觀れば斯の如く地主に有利にして小作人に不利なる事柄が或は多くはないかと思ふ、故にこの點に地主としての理解と自覺を求め、求める事は小作人よりしても爲政者より觀ても穴勝無理なる要求ではない事と思ふ。

勿論小作人も無理なる要求や地主困らせの手段として、此種問題を惹起するが如きは充分慎まなければならぬ現に愛知岐阜縣下では兩者の感情乃至は私交上の關係よりして只單に地主を困らせんが爲めに小作問題に名を籍りて紛擾を醸しつゝあるが如き地方をも目撃したが、之等は従つて問題解決が至難の様であつた。

問題解決上には小作人の自重も必要ではあるが、地主の自覺は更に必要な條件である、事實小作爭議の激烈なる地方に於ても、その間一部地主は依然温情關係を維持して平穩なる地主もある位だから地主の態度如何に依つては爭議を緩和する事や之れを未然に防ぐ事は不可能ではない、要は地主の態度如何に依る事が餘程密接な關係を有して居る。

岐阜縣揖斐郡本郷村大字草深は本問題の研究者として、又實行者として有名な地主坪井秀氏の居所であるが氏は縣下でも爭議の最も甚だしかつた地に介在して居る、氏

は小作爭議の起因は主として地主の無自覺に依る事を痛感して自ら小作人優遇の舉に出でて小作人の爲めには、餘程の注意を拂つて居る。

今氏の主なる施設事項を例擧すれば實に左の通りである。

(A) 人格平等ニ關スル施設

(イ) 小作委員制度の設置

(ロ) 家屋並に什器の解放

(ハ) 妻女の疾病者慰問

(ニ) 自家生産物分與

(ホ) 自家の被服分與

(ヘ) 慶弔の共同、人事の相談

(B) 資本ニ關スル施設

小作問題の真相

- (イ) 所有地を解放して何時にても年賦にて小作人へ賣却
- (ロ) 低利資金の融通
- (ハ) 無利子貸與
- (ニ) 優良種子配布
- (C) 勞力ニ關スル施設
 - (イ) 各種器械の貸與、或は購入の補助
 - (ロ) 手傳人夫給與
 - (ハ) 害虫共同驅除
- (D) 智的方面に關する施設
 - (イ) 獎學資金給與
 - (ロ) 試作田の設置

- (ハ) 農事講話會
 - (ニ) 書籍の貸與
 - (ホ) 視察旅行
 - (E) 獎勵ト慰安方面ニ關スル施設
 - (イ) 改良麥作堆肥苗代品評會等に賞與
 - (ロ) 優良小作表彰
- 氏は多數の小作人に對して、恰かも家族的の溫情關係を維持して彼等の指導保護に任じて居る、大正十年度は天災の爲めに各地に小作問題が擡頭したが、氏は小作人に率先して掟米の輕減を聲明斷行したが、この態度は小作人に多大の好感を與へ極めて親密裡に兩者の融和が取れて居る。
- 本縣安八郡にも國技敬二と云ふ大地主があるが、氏も多數の小作人に對しは極めて

接近して隔意なき處に、小作人も之れを以つて徳とし慈父の如く氏を敬慕して居る、従つて争議等の勃發する道理は無い。

又愛知縣下に於て引例すれば東春日井郡勝川町に於ける丹羽家同和會に於ても、蟹江史郎氏の小作人保護施設を觀ても、之等は皆小作人の人格を認めて彼等を優遇する態度に出でたるを以つて双方の間に争議を醸するが如き事は無い。

之等の事例は一々例擧の違を有しないが、斯の如く地主の態度如何は小作争議上密接なる關係を有するものなるが故に、此後の地主は此の點に充分留意せなくてはならない事だと思ふ。

けれ共世間には随分盲目的な地主があるもので、一例を擧ぐれば、前章に於て述べたる如く、京都府下では一昨年の如きは降雹の爲め多大の慘害を蒙つて居る處であつて、現に相樂郡の一部では一村に六十町歩内外の水田が收穫皆無に等しい打撃を受け

た位だから同縣下の被害程度はほと推察される事と思ふが、斯の如き天災地方の或方面に於ては地主が結束して減額を拒絶したるが如きは、その間如何なる事情が伏在して居やうと之等は常識ある地主の採るべき態度では無い。

又愛知縣下の激烈なる小作争議地に行くに地主が結束して小作田を引き上げ共同耕作又は大農式に個人經營を行つて居る向もあるが、之等地主の裏面を觀察すれば積極的に小作人虐めの考へを有して居る者が甚だ少なくないが、斯の如きは兩者の疏隔を益々甚だしくするものであつて、その結果は双方共に不利益たるを免れない。殊に岐阜縣下の某地主組合の如きは、甚だしく挑戰的な言辭を陳べて小作人と對峙の態度を採つて居るものもあるから一例としてその契約書を摘記する事とした

○○○○○地主組合契約書

第一條 掬米ハ從來ノ慣例ニヨリ込米附ニ非ラサレハ何人ニ限ラス小作權ヲ改定セサ

ル事

第二條 控米減免差引ハ本字ニ接續セル周圍ノ各村各區ニ於ケル正當ナル一般的ノ減免差引程度ヲ參酌シテ之レヲ協議決定シ各個ニ實行セサル事

第三條 小作者團結シテ控米ノ不納若シクハ端米ノ堪定ヲ納期ニナササル者アル場合ハ地主團體ヨリ委員ヲ擧ケ出訴請求ノ手續ヲナシ之レカ解決ニ任スルモノトス

第四條 小作者一致シテ地主ヲ困難ニ陥ラシメン爲メ土地返上其他脅迫ケ間敷事ヲ爲ス場合ハ地主ハ直チニ協力シテ之レヲ援助シ對敵行動ヲ採リ決シテ個々ニ妥協ナシ團結ノ效力ヲ失セサル事

第五條 地主各自ハ團體ヲ以ツテ爲スヘキ諸費支辨ノ準備金トシテ控米一俵ニ就キ金五十錢ヲ積立置ク事

第六條 準備金ハ地主惣代ニ於テ銀行ニ預入シ協議上ノ支出ヲ取扱フモノトス

但不足ヲ生スル場合ハ前項控米標準ニ依リ追金ス

第七條 總テ協議決定小作團體トノ折衝談判等ハ本字居住地主ニ委任シ他ハ重要ナル事項ニ就キ通報スルモノトス

第八條 小作者一致シテ或一家ノ土地返上ヲ企テタル場合ニ返上セラレタル地主ヘ一ト先ヅ準備金ノ十分ノ八以内ヲ見舞金又ハ農業開始資金ノ内ヘ贈呈スルモノトス

第九條 前各項ニ違反ノ廉若シクハ協力ノ意志ニ缺ク點アル地主ハ協議ノ上積立金沒收ハ勿論地主團體ヨリ除外スルモノトス

右契約履行ヲ證スル爲茲ニ署名捺印スルモノトス

大正八年 月 日

各地主住所氏名 印

由之觀是ト同地では地主が結束して甚だしく挑戰的態度に出で、居る事が判る、勿

論小作人は地主の存知せざる間に小作組合を組織して而も公正證書の登記を済まして
 結束を鞏固にして居る位で、之等は或時は郡衆心理を以つて暴的な態度を示し或時は
 過大の要求を強いて地主を困難な立場に陥らしめ或は好妙な手段を以つて地主を驚か
 すが如き事を敢てする場合無きにしもあらざれば、之等に對抗せんが爲めには地主自
 身挑戰的態度に出でざるべからざる場合もなきにしもあらざれ共、然し之は一面に於
 ては地主の自業自得ではないかと思ふ、換言すれば坪井氏の如き國技氏の如き、或は
 丹羽氏や蟹江氏の如き地主にして果して斯の如き挑戰的な組合を要するか。一の事實
 は萬事を證するに尙餘りあるのである。

尙一例として岐阜縣本巢郡の某村當局の記録に残つて居る小作爭議の原因其他に就
 きて批判すれば次の様な事がある。(記録ニヨル)

一、爭議ノ動機 他町村ノ爭議ヲ見聞セルニ依ル

一、爭議ノ目的 捉米込米ノ輕減ヲ目的トス

二、爭議ノ手段 一致團結シテ公事以外ノ交際ヲ斷チテ地主ヲ壓迫ス

三、爭議ノ結果 訴訟中ノ處小作側ノ敗訴トナツテ落着ス

某村の小作爭議は一時白熱したので終には訴訟沙汰にも及んだ位であるが、その動
 機は村當局の記録に遺つて居る所謂群衆心理の結果のみだとは思われない、屹度小作
 人としては不合理なる原因が他に伏在して居る事と思ふ、試みに一例として同地方に
 於ける地主小作兩者の分配率の累年表を當局の記録に依つて摘記すれば左の通りであ
 る。

	地主	小作 (二毛作地)
四十四年	六一%	三九%
大正元年	七一	二九

小作問題の真相

二年	五一	四九
三年	四五	五五
四年	五五	四五
五年	七二	二八
六年	七五	二五
七年	五五	四五
八年	五八	四二
九年	七一	二九

備考 其だしく分配上の不均衡あるは年に依り不作にて收量激減せるも、控米の減額少なき爲めなり

この調査が果して事實に適合して居るや否やは斷言の限りではないが、然し斯の如き趨向にある事だけは免れない事實だと思ふ。この趨向は少なくとも小作人をして群

衆心理に驅らした一の素因ともなつて居る事と思ふが、之が爲めに同地の小作人は込米廢止並に控米輕減の根強い要求を持ち込んだのである、その間幾多の迂回曲折を経たには違ひないが、遂に某地主は小作組合の代表者を相手取りて込米納入及控米請求の訴訟を提起したのである。一方小作組合にありては組合脱退者に對しては違約金徵收の訴訟を提起する事として互に争つたが、小作人側は共に不利に歸して込米納入の命令に接すると共に違約金徵收の件は敗訴となつてしまつた。法律上に於ては小作人は血の涙を咽んで敗北したが、事實上に於ては込米納入は自然消滅の態になつて居る地主は議論では勝つたが喧嘩では敗けて居る、けれ共兩者を斯く苦しめたる裏面にはどうしても控米の高率地主の態度頑迷と謂ふ大暗礁ある事と知らなければならぬ。

大要斯の如く小作爭議なるものは地主の態度如何に依つて或點までは之れを左右し得べきものなるが故に、地主は時勢に對する自覺と農業其物に對する理解とを以つて

小作問題の真相

進まなければ此後の農村改造は到底至難の業である、敢て地主の猛省を促す所以である。

十、岐阜縣に於ける小作地返還狀況調

(大正十一年五月現在
岐阜縣農會發表)

調査月日	郡市名	返還地反別		現在繫争中ノモノ	返地ノ主ナル理由	特種事情
		處分濟ノモノ	未處分ノモノ			
五月十日	岐阜市	五	町	—	米作ノ不經濟ヲ根據ニ(小作料二割五分)減額ヲ要求シ仲裁不調ニ終ル	

岐阜縣に於ける小作地返還狀況調

五月二十日	稲葉郡	二三、九四三町	五六、七〇七町	五〇、一六〇〇町	氣候不順及風水害ノ爲メ、二割一六割ノ控減ヲ要求シ地主二三應セザリキ兼業ヲ營ム爲メ耕地ヲ返還セリ	慈姑三反 蓮根四反 杞柳二反
五月十五日	羽島郡	四七、〇〇〇	—	—	機業養蠶等ノ收益多キ爲メ耕地ノ一部ヲ返還セリ少勞銀高騰ノ結果農業收益僅	
四月廿五日	海津郡	一一〇、八〇〇	七、〇〇〇反	—	農業收益少ナク嫌農ノ氣運充ツル折柄暴風雨ノ爲メ收益半減セルト、商工業ノ收益多キ爲メ都會地ニ移住セシモノ又ハ兼業者多キ等ニ起因セリ	
五月卅一日	養老郡	二八、〇〇〇	—	一、五〇〇〇	一、生活費ノ向上ニ伴ヒ生活ノ不安ノ増加 二、生産費ノ増加 三、收益分配ノ不公平	

小作問題の真相

五月十五日	不破郡	九二、〇〇〇	—	—	農業収益ガ他ノ職業ニ比シ 少ナキ爲メ轉業又ハ兼業者 多キニヨル	松栽植五 町歩
五月十日	安八郡	四、〇〇〇	五三、〇〇〇	三四、〇〇〇	商工業勞働賃銀高率ノ結果 農業以外ノ勞働ニ從事スル モノ多キニヨリ管理不十分 ノ爲メ生産能力低減シタル 爲メ米ノ減額ヲ要求セル モ地主應ゼズ	柿 二反
五日廿四日	揖斐郡	四、〇〇〇	—	—	災害ニヨリ米減額ヲ要求 セルニ地主之レニ應ゼズ 生活費ノ向上ニヨリ生活ノ 不安ヲ來シ轉業又ハ兼業ニ ヨリ收入ヲ得シガ爲メナリ	
五月卅一日	本巢郡	一八〇、五〇〇	三、一〇〇	三九、四〇〇	米作養蠶不況ノ結果轉業又 ハ兼業ニヨリ收入ノ途ヲ開 カントス 生活費ノ向上ニヨル収益分 配ノ不公平	杞柳 五反歩

岐阜縣に於ける小作地返還状況調

五月卅一日	加茂郡	五五、〇八〇	七、一七五	一九、五五〇	養蠶不況(桑園) 小作料高率	
五月卅一日	郡上郡	一〇、八〇〇	三、七〇〇	—	生産費ノ増加、小作料高率 米價低廉	
五月二十日	武儀郡	四五、四〇〇	九、六〇〇	一、四五〇	暴風雨ノ爲メ減收ノ結果 米ノ減額ヲ要求セシモ地主 之レニ應ゼズ 小作料ノ高率	
五月卅一日	山縣郡	八四、〇〇〇	一、四〇〇	—	轉業又ハ兼業農家増加セシ ニヨル 生産費高騰ノ結果米減額 ヲ要求セルニ調定不調ノ爲 メ	杞柳二反

小作問題の真相

五月二十日	五月二十日	五月廿五日	五月二十日
益田郡	惠那郡	土岐郡	可兒郡
四、三〇〇	一〇、五〇〇	三、五〇〇	一五、二〇〇
		、五六〇〇	
米作不經濟、轉業又ハ兼業者ノ増加	勞力不足、米價下落	農業收益少ナキ爲メ轉業又ハ兼業農家ノ増加ニヨリ、風水害ノ爲メ減收ニヨリ、減テ要求セシモ地主之レニ應ゼズ	風水害ノ爲メ減收ノ結果小作料ノ減額ヲ要ホシタルニ地主之レニ應ゼズ
			六反山林 一町歩柿

十一、岐阜縣農業警察令

(大正八年十二月縣令第五十二號改正)
(大正十年十月縣令第四十號)

明治四十二年十月六日岐阜縣令第五十九號岐阜縣警察犯處罰令第一條ニ左記九ヶ條ヲ加味シテ農業警察ノ職務ヲ執リ居レリ

岐阜縣農業警察犯處罰令

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳千圓未滿ノ科料ニ處

岐阜縣農業警察令

合 計	九七四、〇一一三三四、七〇〇一三四六、〇〇〇〇
-----	-------------------------

ス

- 十二、小學兒童ヲシテ同盟休校ヲナサシメ又ハ其勸誘若クハ決議ヲナシタルモノ
- 十三、租税公課ノ滯納ヲ勸誘シ又ハ決議シタルモノ
- 十四、強イテ組合ソノ他ノ團體ニ加入ヲ勸誘シ又ハ故ナク脱退ヲ拒ミタル者、但シ法令ニ依ル場合ハ此ノ限リニ非ズ
- 十五、故ナク他人ニ對シ土地ノ引キ上ケ返還ヲ強要シ又ハ土地ノ賣買交換貸借及其周旋ヲ妨害シ又ハ妨害ヲセントスルモノ
- 十六、紛議ニ關シテ濫リニ鐘鼓ヲ鳴ラシタルモノ
- 十七、夜間十二時後濫リニ他人ノ門戸ニ就キ面會ヲ求メタルモノ
- 十八、故ナク他人ノ業務ニ干渉シ又ハ紛議ニ干與シ若ハ煽動シタルモノ
- 十九、紛議ニ關シ多數連行シテ交渉シ又ハ之ヲ煽動シタルモノ

二十、故ナク冠婚葬祭儀或ハ祝典其他地方ノ慣例ニ依ル交際ヲ絶チ又ハ絶交ナシタル者

十二、N技師の説明

愛知縣下に於ける小作問題の概況を聴取すべく同縣農會にN技師を訪問した。N技師は、あゝ小作問題ですか、夫れなれば口の酸くなる程説明の任に當つて居ます、と謂わんばかりの態度で余に語つて呉れた。

大體から申しますれば、獨り本縣のみと云ふ譯ではありませんが、小作爭議なるものは餘程以前から時々勃發して居たのです、がそれと云ふのも其の原因は多くは固有の原因があるのでして、たとえば土地が脊薄で収入の少ない地方や或は土地が拂底の

結果自然米の高率になつて居る地方や或は又海邊郡地方の如く干拓地が多くして水害の頻發する地方等では部分的に小作爭議が發生して居たのです、處が大正六年頃よりは幾分趣が異つて工業地帯附近に稍注目すべき爭議が起つて複雑な問題が實現する様になりました、折柄大正七年には御承知の通り富山縣の一魚村に米騒動が勃發しまして之れは意外にも全國に波及して、本縣等も名古屋市を初め大小都市のほとんごに數日間に亘つて米暴動が起りました。此の騒動の結果は民衆の威力と云ふ事が一般に認められて來る様になりましたして資本家は之れが爲めに多大の脅威を受ける様になりました、此の趨勢を見聞致しまして潜かに期する處あつたのが即ち農民です農民は年來の經濟的苦境や近來思想の變化等が此の社會的趨勢に刺撃されてメキ／＼擡頭して地主に向ふ様になつたのです御覽下さい此の印刷物は縣下に於ける該問題の概要を摘録して居ますから、……N技師は余に印刷物を手交して呉れた。

愛知縣農村問題梗概

一、小作爭議の經過概要

(イ) 大正元年以前

特種事情ノアリシ處ニシテ部分的ナリ

- 一、土地脊薄ニシテ生活困難ノ處 志段味
- 二、土地狹小ニシテ米ノ過重ナル處 城東
- 三、新田地ニシテ天災多キ處 海邊郡地方

(ロ) 大正元年ノ凶作

一般的ナリシモ單ニ作柄ニヨリ解決セラル

(ハ) 大正六年。稍不作

- 一、各地ニ起ル 特ニ工業地帯ニ多シ

N技師の説明

小作問題の真相

(ニ)大正七年ノ米暴動

一、民衆威力ノ自覺

(ホ)大正十年ノ凶作

一、米價暴落ニヨリ植付前土地ヲ返還スルモノ多シ六百九十餘町歩ニ及フ
一、秋各地ニ小作爭議起リ其件數二百七十餘件ニ及フ

要求方法

個人的ヨリ團體的

懇願的ヨリ權利主張

五割減又ハ刈分

肥料金人夫賃要求一反歩三拾圓——四拾圓

要求條件

多キハ六十圓

全免又ハ八割減ノ要求

常免要求

解決迄小作米ノ不納

多數威力ノ壓迫

目的遂行ノ手段

暴行脅迫、掟米不完納、土地不還付

土地返還、村八分、不耕作同盟

要求ヲ待タズ機先ヲ制シテ圓滿解決セルモノ

地主ノ讓歩

地主ノ對策

地主ハ多ク一時對抗セルモ利害一致セサルヲ以テ概ネ其團體ハ破壊
サレ結局小作人ノ要求ニ應セリ

一、解決ノ狀況、昨年度ノモノハ大部分解決セルモ常免問題ニ付各地ニ爭議發生
シツ、アリ

N技師の説明

小作問題の真相

二、小作爭議ノ農村ニ及ホシタル影響

- 一、階級闘争ノ助長(消防組青年會在郷軍人等著シ)
- 二、中産階級ノ不安(産業組合ニ影響著シ)
- 三、地主ノ農村退却
- 四、青年子女ノ農業忌避
- 五、自治ノ危殆(三上村ノ如キ)
- 六、耕地利用ノ變化、竹林、松林、養魚
- 七、食糧作物ノ減退
- 八、地主ノ自作 大規模ノ農業經營漸次増加ス

三、地主ノ對應策

- 一、協調的團體ノ組織

志段味諏訪原新田共濟會

味美同和會、稻澤研農會

丹羽家同和會、内藤家農會

渡邊家親子同和會、鎌島新田産業組合

一、地主ノ所有地交換、楠村如竟

一、地主ノ土地共同管理

惟新町地主會、小牧町殖産會社

奥町耕地整理試作地 (約二十五町)

鳴海尙農會 (約六十町步)

彌富町荷ノ上地主組合(約三十三町)

一、地主の大農經營

小作問題の真相

勝川町 河村富政 (約十六町歩)

福岡町 藪田清次郎 (約二十町歩)

此他五町歩以上ノモノ拾數名アリ

四、縣農會施設

一、地主懇談會 (地主ノ覺醒ヲ促ス爲メ)

二、農村研究會

三、小作保護獎勵

五、其他ノ施設

一、愛知農事協會

二、縣農務課及警察部ニ本問題專任係設置

此の印刷物を御覽下されたなれば、本縣下の小作爭議の梗概が御判りの事と思ひま

すが、大體に於て小作人の要求や態度は暴的と申して敢て過言はありませんまい、それと申すのも工業地帯に於るけ労働者の運動方法が小作人の腦裡に滲み込んで居ますので従つて運動の方法も頗る巧妙です。

「縣下の小作爭議は頗る思想的背影を有して居る様ですネ」余は印刷物を一目して直感した儘を更にN技師の説明を求めた。

「そうです。環境の刺撃が甚だしいものですから、どうしても恣ふ謂ふ傾向を帯びて來ます、御覽下さい、要求の方法や、要求條件や或は又目的遂行の爲め的手段等は過去の小作人が到底夢想にもせなかつた事だと思ひます、而もその積極的態度が刻々と地主に肉迫して來ますので、地主の脅威は一通りではありません、地主は一舉一動まで小作人の監視の裡に始終せなければなりません之れはまだしもの事子女に教ふる琴の音さへも氣嫌ねせなければならぬ様になつたのです、一事は萬事です、今まで

はほとんど殿様然として尊敬されて居ました地主が返つて今日では不安危惧な生活を送らなければならない有様となつたのです。此れ等の事も、つい最近からの事ですがネ。

「それは矢張り階級闘争を意味して居るのでせうか？」

余は岐阜縣清水村に於けるY君との對話を想ひ起して胸の裡で色々の空想を描きつゝそう質した。

「全くです、殊に消防組や青年會軍人會等の如き資産階級を認めない團體には殊に著しいのです、故に之等團體は演習或は習練に名を籍つて多數集合して地主の邸宅を包圍したり、或は故意に標的として示威運動を致しますので全くたまつたものではありません。殊に甚だしいのは三上村ですネ。

此處まで語り續けたN技師は一寸躊躇したらしく疝高い咳を切つたが話題の進行上

尙言葉を續けた。

「一口に申しますれば三上村では小作人が自治の職能を握つたのですネ、何れの農村も自治の主腦者は大概地主階級の者ですが三上村では前年村會議員の改選の結果全部小作人が當選されたと云ふ奇現象を呈しました。と云ふのも小作問題に起因して居る譯ですが、此の村では小作爭議に對しては村長以下村會議員、區長等の村治機關全部が仲裁の勞を採る事となりましたが遂に不成功に終わりましたので其處に妙な經緯が出來まして此等村治機關は全部總辭職する事となりました、故にやむなく代理村長を以つて職務を掌つて居ましたが間もなく村會議員の改選期となりました、勿論爭議は繼續されて居た譯ですが其の渦中にあつて選舉期日が到着した譯です。處が小作爭議は民衆の威力を示して居ますので地主も多大の脅威を受けまして之等は全部棄權する事となりました、故に當選された者は全部小作人側となつた譯です、此の有様は何と假

令て宜しいやら恰かも露國の〇〇治下を聯想せずには居られません、プロテタリアートの勢力が、ブルジョアを壓したのですネ、吾國農村にはこう云ふ實例は他にはあまり多くない事と思ひます、小作人の勢力が自治機關の運用を左右する様になりました、此處に一の難問題が起つたのです、ソレは地主側が戸數割の賦課に對して反對し出したのです、御承知の通り大正十一年度よりは戸數割賦課規則が新に發布になりました、主として各人の所得に對應して課する事となりましたので、調査方法の如何に依つては、從來の賦課額に比して甚だしく輕軒する結果を現さないとも限りません、此處に於て地主側は村税の六割までも負擔して居るのといはそれが不公平なのを理由として、村税の不納同盟？を行つたのですネ、而も地主は内容證明の郵便を送つて小作人へ土地の返還を要求する事となりました。まむこう云ふ恐るべき事實が小作争議と相關聯して醸生されつゝあるのです、全く以つて五月蠅い問題ですネ。……

「三上村の状態は時代を背影とした最も注目し値すべき問題だと思ひますが、然し小作人の力がそう云ふ形式で實現する事は吾國農村にとりて果して喜ぶべき現象でせうか？」

余は幾分好奇心を以つて其事由を質した。

「勿論斯の如き現象は喜ぶべき事ではありますまい、否農民の思想が益々惡化して來た一の象徴だとも思ひます、農村に於ては、やはり地主小作間の温情關係を基調とした新しい思想、確乎たる道徳が無かつたなれば到底吾農村は立ち行きますまい、手近い話しが、吾國現在の小作人の状態では夫れが如何に自覺したからと謂つて、今直ちに農村を維持して行く事も、農村の中堅となる事も、それは至難の事でせう、吾農村の現状ではどうしても自覺せる地主の活動を欲求する事が急迫ですものネ。

N技師は頗る緊張し切つてそう答へた、が尙も言葉を續けて語つた。

吾國現在の農民運動は謂はゞ小作人の奮起に依りて醸生されつゝあるのですが、然し吾國の農業組織や農業經濟なるものが今日の域を脱し得なかつたなれば、何れかは屹度小地主（自作農階級の如き）の奮起する時機が来る事を豫想せなければなりません、現に吾國自作農階級は年々衰頹の傾向を辿つて居るではありませんか。若しも一旦ソノ謂ふ時期ともなれば、小作運動と相對應して、吾農村は破滅するより外に途はありませんまい、農村は何と謂つても國運の基礎ですが、それが斯の如き有様だとすれば國家の前途を憂慮せずには居られません。……

農民運動の歸趨、それは吾農村に如何なる影響を及ぼすのであらふか、三上村の一例は余に無限の感興を催さしめる、又小地主の奮起に基く農民運動の如きはN技師よりの初耳ではあつたが、若しもそう云ふ時期が來たなれば農村破滅は必然の數ではあるまいか。

余は愛知縣下の農村問題を大觀して、新たなる疑問が油然として迸つて來た。

十三、鎌島新田に蟹江史郎氏を訪ふ

海部郡地方は干拓に依りて生れた土地が多い丈けあつて初めて足を入れた余にとりては耕地の状態が何だか他に見慣れない有様を呈して居る。先づ眼につくのは川河の要所／＼に多大の費用を投じたる水利設備があるのと、高い長い提防があまりに人工的に出來て居るのは、端的に余をして水害地方だなど直感せしめた、此れと共に當地方に於ける小作爭議の原因が主として天災關係にある事をも肯定せしめる事が出來た。

關西線彌富驛に下車すると小都彌富町が在るが、附近の農村部落には可なり複雑な

小作爭議が発生して居るが、事の起りは斯様である、附近一帯は地勢の關係上一朝激甚なる降雨にでも際會する時は直ちに水害の爲め減收を免れない、而もそう云ふ機會が年々襲來するので之れが對策として地主側は協議の結果耕地整理を斷行する事となつた、勿論經費一切は地主の負擔する處にしてポンプ排水等の設備をなして農耕に至便を與ふると共に一面土地の収益をも増進する事を謀つた、耕地整理終了後に至つて地主側は協議の上、捻米の増徴を企劃する事となつたが、當初の裡は増率歩合の不公平より紛糾し初めたが、問題が繼續すると共に小作人の思想に悪化を來し遂には根本的に捻米の増徴に反對意見を主張する事となつた、此處に於て小作人側は問題が解決するまで斷じて捻米の不納を固持して之れに應じなかつたが一方地主側は最後の手段として耕地整理組合の權能を以つて同組合より小作人に對して捻米納入の請求認訴を提起して居て互に未解決の儘争つて居る。

又同町荷の上區に於ては兩者の衝突の結果小作人は約三十町歩の返地を斷行したるが故に、地主は共同管理の下に機械農具を利用して耕作に従事して居る位である。

兎に角そう云ふ經緯を生んで居る海部郡地方に蟹江氏の如き模範的地主ある事は何と云つてもその背影に對しても氏の抱負を叩かなければならない好奇心が湧いて來る。

彌富驛より人力車を馳せたが、程遠からずして車夫は一見舊家らしい門前にて梶棒ををろしたが聞きもあえず、この家が蟹江様の宅です、と教へて呉れた。

尾張の豪農蟹江家の邸宅としては、ソノ質素なるに一驚したが、氏が木綿の垢抜けた筒袖着物にキチンと兵庫帯を占め込んで而も腰間には手拭をはさんだ無髭の淺黒い顔付をした型は何と謂つても二宮尊徳を聯想せずには居られなかつた。

初對面の挨拶を交す間にも、蟹江氏のその型が何だか異様の感を引き起さずには居

られなかつたが、余は卒直に小作問題に對する貴下の高見如何と切り出した。

「そうですか、別に御話し申し上げる事ありませんが大體此の鎌島新田は今から約二百八十年以前に私の祖先鈴木重勝の時代に干拓して居たそうで、爾後數回の工事を施しまして明治三十年に大體の工を終りました、干拓當時は由井正雪が天下を騒かして間もない頃でしたが、私の祖先は當時鉾先を鋤先に變じまして此の地の干拓に従事したそうです。而も當時私の祖先の家に居候して居た者共が全部今日私の小作人の祖先と云ふ事になつて居ます。

鎌島部落の農家は約五十戸計りもありますが、此等のものは凡そ私の小作人と謂つて宣敷い位です、前述の通り之等小作人の祖先は私の家に居候して居た者で、それが一家を据へて今日の小作人となつたものですから謂はゞ私は部落の者共の親で、小作人は皆子供同然です、私は親として衷心子供の幸福を祈らなければなりません、私

は常にこう考へて居ります、之等小作人は私と同一程度の生活を送らせた事を希望して居るのですが、各々家計の關係上そう云ふ事も出来ませんので、御覽下さい私は年中筒袖の着物に甘んじて粗衣粗食小作人と同一状態の下に引き下げて生活して居る譯です、換言致しますれば小作人の生活を無理に私同様に向上せしむる事が出来ませぬので、私の方から下つて小作人と同一生活を送る事に勉めて居ます。

近來吾農村も中々物騒になりました至る處小作爭議が勃發して居る様ですが、之等問題も兩者の間に親子の温情關係が維持されて居たなれば決して發生する筈はありません、小作爭議は謂はゞ地主の家に起つた御家騒動だと思ひますが、斯様な騒動を起すのは何れかと申しますれば、主人（地主）の暗愚の然らしむる處で、之れは親として地主として大いに恥すべき事だと思ひます、近來世間では小作人の思想が悪化した等と申して居ますがそれにしてもやはり親は親、子は子に相違はありますまい、私は

徹頭徹尾親としての責任を盡すべく吸々として居る譯です、然も世間では温情主義の可否に就て種々論議されて居る様ですが之れも程度問題で、之れに過ぐれば子供が脆弱するのとチツとも異なつた處はありません、親は親としての威嚴と慈愛とが必要なる事は勿論です。

世の中は面白いもので親を思ふ子供は少ないのですが、それと云つて親が子を思はない譯には行きますまい、若し親を思はない子があるとしたなれば、それは親の威の足らない結果だと思ひます、故に私は子供（小作人）と同じ生活を送つて之れを導いたなれば、小作人も之れに倣つて來る事と思ひます、私は五十人の勤辨よりも私一人の勤辨の方が餘程樂だと思つて居ますので始終此の覺悟を以つて小作人に接して居ます。

之れを外にしては、現在吾農家の最も苦痛として居るのは何と云つても金融上の關

係なのですから私は此の點に着眼して本部落に産業組合を設置する事と致しました、そうです、今から二十年以前の事だと思ひますが、左様本縣では第三番目に設立の認可を受けた譯です、今日では組合も稍具體的に活動する基礎が出来て居ますが、殊に小作保護の點に付ては怠らず計劃を樹てゝ居ます。

地主小作間の争議は主として分配問題に發して居る様ですから私の方でも大正二年より共済的施設の方法と致しまして私の小作田一反に就き毎年五升宛支出し二升を小作人より提供して積蓄して居るのですが十年を以つて一期と定め之を十期間繼續する事に致して居ます。此の方法に依りますれば計劃當初の石價が十五圓位のものでしたから之れを單位として計算致しますれば十期の後には約百萬圓に達する豫定です、そうなりますればこの金高の利息丈で私方の小作料全部を支辨する事が出来るので小作人は自作農家と同一の収益を擧げる事が出来る譯です、而も地租を納入する事も

要しませぬのでそれ以上の好結果となります、又私方も便利で年の豊凶に拘らず定額の掬米が無手数で納入が出来ますので双方共有益な譯です、そうなりますれば今日流行して居る小作爭議等とは夢にも見なくて済む譯で天災が襲つて來やうと枕を高くして眠る事が出来ます、實は此の方法が小作爭議を根本的に解決する良策ではないかと思ひます。

それと今一つは私の小作人に限つた方法ではありませんが部落全體に對して不時の災難に備ふる爲め明治四十二年より毎年百圓宛を氏神社の基本金の名義で寄附して居ます、之の基金は部落の貧困者に無利息で五ヶ年賦を以つて貸與する事と致して居ます、之れを借用した者は毎年二十圓宛を返済して六ヶ年目に神社に對する御禮金として金二十圓を献納するのです、此の方法を百五十年間繼續致しますれば實に六百萬圓の巨額に達する事となりまして、此の利息がありますれば部落民全部が天災に備ふ

る資金となるのに充分です、此は毎年八月十五日盆會當日を利用して祭座を催して貸付けをなして居ます、之は一面に於て敬神思想をも養成する事となりまして佳い方法だと思ひます。

私は本區に三百人の子供(小作人の家族)を有して居ますが、之等のものを指導して行く事は中々容易な業ではありません、若し天災關係等で不作した場合には無論掬米の減額を致しますがそれも無意義には致しません、私の方では小作人の生活状態を調査して、収入を以つて生活をなし得る程度までの減額をなすのが例です、實はその緩嚴の方法が適切でないと思つて小作人の爲めによくはない事となります、その代り私も小作人と共に、否々小作人に敗けない積りで二町歩内外の田地を耕作して働いて居ます、いや感心と云ふ程の事でもありませんが、地主が殿様然として居るのは今日の状態として決して褒めた態度ではありませんものネ。御聞き下さい、私の小作人で私以